

和歌山県・市町村連携会議

平成20年度活動報告

コスト縮減等小委員会
平成21年3月

物品の共同発注

平成20年度単価契約
(実績)

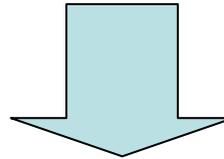
5地域 11市町村

平成21年度単価契約
(予定)

4地域 8市町村 【別紙】

コスト削減効果
(平成20年度:市町村分)

削減効果額 896千円
削減率 10.5%



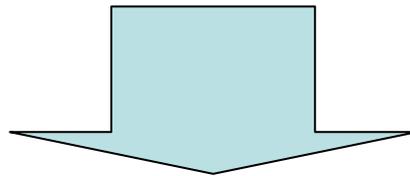
市町村の意向に基づき、振興局との共同発注を継続

物品購入価格調査

各市町村、振興局の物品購入価格(単価契約価格)を調査(H20.9実施)

<結果概要>

- ・市町村の購入価格は振興局に比較して高いものが多い
- ・同一品(同等品)で、団体間で2倍程度の価格差があるケースもあり



他団体の購入価格等も考慮し、発注方法・体制を検証することが必要

- ・随意契約による慣行的な継続購入の見直し
- ・一括購入によるロット数確保など団体内での調整 など

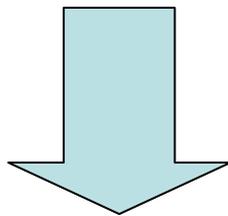
各種団体の整理・統合

県に事務局を置く各種団体への市町村負担金

H20. 6

県監査事務局が行政監査による措置状況の結果を公表
負担金徴収団体

16団体の措置状況が公表(廃止4、見直し等12)



公表結果を受け、市町村の意向確認を実施

負担金の減額等、一定の成果があったことから

当面の間は、各種団体への更なる見直し要請は行わない

Webサイト知恵の「和」

インターネット上での情報・意見交換の場としてH19. 4開設

アクセス件数

平成19年度 約3,600件

↓

平成20年度 約4,000件

対前年度比11%UP ↑ ↑

※定額給付金関連等、ニュース性の高い情報の掲載による増

更に有効活用が図られるよう、内容や掲載項目等について、引き続き検討を行っていく

和歌山県市町村公会計改革研究会

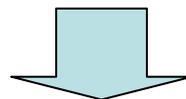
総務省指針や財政健全化法の施行

→ 早急な対応が求められる公会計整備(国の目標は平成21年度中)

公認会計士を講師とする実務研究会の開催

H19 普通会計4表の作成実務(8回開催)

H20 連結ベース4表の作成実務(9回開催)



研究会の成果

・現在、平成19年度決算ベース普通会計財務書類4表の試作データ作成の最終段階。試作データは総務省に設置している「地方公会計の整備促進に関するワーキンググループ」報告書に掲載予定。

今後の取組

- ・平成21年度も研究会を5回開催。
- ・平成21年度中の公表に向け、固定資産の評価等財務書類の精度の向上、連結財務書類完成に取り組む。

今後の取組について

(継続)

公会計改革研究会の開催

市町村からの要望に基づき、平成21年度も継続して実施していく

※物品の共同発注、各種調査、知恵の和の運営については、事務局中心に継続実施

(新規) 事務局提案

一部事務組合の監査機能強化

一部事務組合の機能強化のため、構成団体における効果的な取組方策についての検討を行う【別添資料】

※従来のコスト小委員会担当部署とは異なる部署での対応となる場合もあり

物品共同発注の実施状況

○平成20年度単価契約実績

地域	実施団体	品目
伊都地域	振興局・九度山町	PPC用紙(A4・B4・A3・B5) トナーカートリッジ(2種類)
有田地域	振興局・有田市・湯浅町 広川町・有田川町	PPC用紙(A4)、トイレトペーパー 塩化カルシウム、常温合材
日高地域	振興局・美浜町・日高町	PPC用紙(A4・B4・A3・B5)
西牟婁地域	振興局・上富田町・すさみ町	塩化カルシウム、常温合材
串本地域	振興局・古座川町・串本町	PPC用紙(A4・B4・A3 計6種類)
5地域	5振興局 11市町	

※コスト削減効果額(削減率)

全体	市町村分	備考
△851千円 △3.8%	△896千円 △10.5%	平成20年度効果額 (PPC用紙の物価変動を考慮し算定)

○平成21年度単価契約(予定)

地域	実施団体	品目
伊都地域	振興局・九度山町	PPC用紙(A4・B4・A3・B5) 塩化カルシウム
有田地域	振興局・有田市・湯浅町 有田川町	トイレトペーパー 塩化カルシウム、常温合材
日高地域	振興局・美浜町	PPC用紙(A4・A3・B5)
西牟婁地域	振興局・上富田町・すさみ町	PPC用紙(A4・A3) 塩化カルシウム、常温合材
4地域	4振興局 7市町	

一部事務組合の監査機能の強化に向けて

一組における横領事件の背景

- 職員の固定化（組織が小さく人事異動が無い）
- 総務部門と会計・監査部門が同一であり、チェック機能が働きにくい

県内の一組が共通に抱える課題

事務処理、チェック体制の不備等が原因で事件が起こると、
管理者として設置団体に実質的に大きな責任が発生

県・市町村連携会議で、一部事務組合の機能強化のため
構成団体における効果的な取組方策について検討する必要

【具体的な検討(例)】

- ◆ 監査事務局の共同設置
- ◆ 構成市町村との人事交流の実施
- ◆ 監査事務の委託

- ◇ 具体的な手法についての研究
- ◇ 先行モデル地区における試行等

県内一部事務組合の具体的な問題点

1. 会計、出納の問題点

① 総務・会計担当職員の人事が固定化している。

－要因－

- ・職員数が少ない。
- ・課室を設置しておらず、異動する課がなく、異動ができない。
- ・総務部門と業務部門との事務内容がかけ離れており、部門毎の異動がなじまない。

② 会計事務と総務事務を行う者が、同一であり、チェック機能が働きにくい。

－要因－

職員数が少なく、一人の職員にいくつかの事務を兼務させざるを得ない状況にある。

2. 行政組織等の問題点

プロパー職員がいない団体があり、他団体の職員が事務を兼務している。

事務に携わる者の身分が不明確。

3. 自治法上の問題点

① 「出納員・会計職員」の任命(辞令)なしに、会計事務に携わっている。

⇒ 任命行為が必要。

② 定数条例等、地方公共団体として必要な条例のない団体がある。

⇒ 速やかに条例整備を行う必要。

一組の行政組織等に関する調査結果

1. 会計・出納事務について

※調査対象一部事務組合等数:47団体(H20年4月1日現在)
※各データについては、行政組織、運営等に関する状況調査による

①会計・出納事務処理体制について

- ・組合事務局内で行っている団体数(一部事務含む) 32団体/47団体 [68.1%]
- ・構成市町村で行っている団体数 15団体/47団体 [31.9%]

②総務・会計職員の人事異動

- ・定期的に人事異動を行っていない団体数 18団体/32団体 [56.3%]

③総務と会計事務の関係

- ・総務と会計事務の担当者が同じである団体数 20団体/32団体 [62.5%]

④任命関係について

- ・出納員等の任命(辞令)を行っていない団体数 15団体/32団体 [46.9%]

※②~④については、組合事務局内で会計事務を行っている団体数

2. 行政組織について

①内部組織の設置について

- ・課室等を設置していない団体数 33団体/47団体 [70.2%]

②職員の配置状況について

- ・プロパー職員(臨時職員含む)がない団体数 4団体/47団体 [8.5%]
- ・職員数(定員管理調査上)が10人以下の団体数 24団体/47団体 [51.1%]
- ・構成市町村と人事交流(派遣)を行っている団体数 17団体/47団体 [36.2%]

③定数条例の整備について

- ・定数条例を制定していない団体数 14団体/47団体 [29.8%]

和歌山県・市町村連携会議

平成20年度活動報告

税収確保小委員会
平成21年3月

県税及び市町村税の徴収強化会議

【目的】

税込確保のための徴収強化策等について、県・市町村が連携して検討実践するために設置。
(19年度までは「県税及び市町村税の徴収強化に関する研究会」等で協議)

【開催状況】

徴収強化会議（5月、2月）、個人住民税の特別徴収制度に関するWG（4回）

【主な研究事項】

①個人住民税の特別徴収制度

WGを設置して「個人住民税の特別徴収の推進、特別徴収推進のための方策」等を研究
※詳細について次ページより

②滞納処分の強化

7月 搜索及びインターネット公売研修会の開催
2月「和歌山県におけるインターネット公売の導入状況と今後の展望について（報告書）」作成
※今年度からネット公売を実施した団体：和歌山市、海南市、橋本市、有田市、かつらぎ町

③納期内納税推進のための広報

5月 各団体の広報誌等を活用した広報への取組を提案
※4市2町で「あなたの納付する市税が市の行政を支えています」等、特集記事等を掲載。 等

個人住民税の特別徴収の推進について

現状

○個人住民税の調定額は税源移譲により約198億円増加
徴収率（現年分）が0.4%低下し、収入未済額は約5億円増加

19年度 調定額（現年分）708億円（+約198億円）
徴収率（現年分）97.5%（△0.4%）
収入未済額（現年+滞繰）56億円（+約5億円）

○特別徴収と普通徴収の徴収率には6%以上もの開き

19年度（現年分） 特別徴収 99.7%
普通徴収 93.4%

課題

○特別徴収の実施率は70.8%に止まり下落傾向にある

・13年度 74.2% → 19年度 70.8%

○8割の市町村で「特別徴収を適正に行っていない事業者が存在する（可能性を含む）」と認識

- ・特別徴収が法又は条例に基づく義務であることが周知徹底されていない
- ・特別徴収を拒否する非協力的な事業者が存在
- ・多くの市町村で特別徴収の適正化のための取り組みが不十分 など

特別徴収を推進し、適正な課税の実現と一層の徴収確保を図る

検討組織・項目

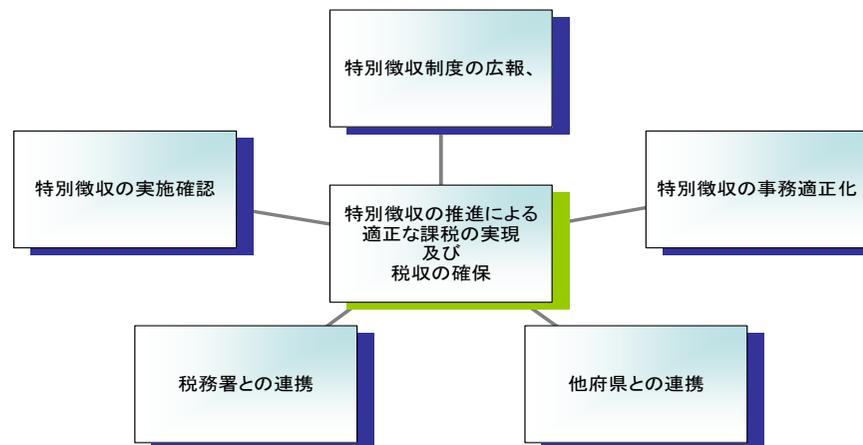
◎税務協議会「県税及び市町村税の徴収強化会議」内に市町村担当者を含めたWGを設置（20年5月）

◎同WGで特別徴収の現状・課題の整理及び推進のための方策を立案（検討期間：20年7月～21年1月）

特別徴収推進のための方策

◎特別徴収の推進のため、5つの面から方策を立案

- ① 特別徴収制度の広報
- ② 特別徴収の実施確認
- ③ 特別徴収の事務適正化
- ④ 税務署との連携
- ⑤ 他府県との連携



特別徴収推進のための方策の概要について

基本方針

- ◎特別徴収義務者等に是正を呼びかけるだけでなく、市町村自らも法令に則った適正な事務を執行することが求められる。
- ◎全団体が継続して取り組むことにより特別徴収の推進が図られる。

特別徴収推進のための方策

①特別徴収制度の広報

- ・県及び市町村が連携した広報の実施計画を作成。〔実施済み〕

実施に向けては、関係部局との調整など、更に検討を進めていく必要あり

②特別徴収の実施確認

- ・公共調達制度における審査項目に特別徴収の実施確認を加えた場合を想定。
- ・その際、市町村において特別徴収の実施状況を確認・審査するための事務のモデルケースを作成。

③特別徴収の事務適正化

- ・課税権者として市町村が本来為すべき、税務調査から是正指導についての一連の事務を整理。
- ・併せて悪質な不履行事業者に対して罰則規定の適用を検討する際の参考例を研究。
- ・特別徴収を推進するための根幹となる取り組み。

④税務署との連携

- ・税務署へ協力を要請する具体的項目を検討。
- ・「源泉徴収票の未提出者リスト」の提供化に向け税務署と調整。

⑤他府県との連携

- ・近畿府県と協調・連携し、取り組むべき具体的項目を検討。
- ・近畿府県間での「特別徴収推進のための取り組みの申し合わせ」や「共同広報」などの実施に向け呼びかけを行う。

適正な課税の実現及び税収の確保

- ◎各方策の実施に向け、県・市町村が連携し、実施計画の作成や課題の検討・整理を進める。
- ◎実施した方策については、その成果や改善点を検証し、ブラッシュアップを図る。

家屋評価均衡化検討委員会

【目的】

市町村間の家屋評価水準の格差を是正し、均衡化・適正化を図るために設置。
(18年度は「家屋評価事務に関する研究会」で研究。19年度に同研究会を改組。)

【開催状況】

委員会（6月、2月）、ワーキンググループ（4回）

【主な活動内容】

①家屋評価実務研修会の開催

- ・木造専用住宅を対象とし、岩出会場及び田辺会場の2会場で開催。
- ・モデルハウスを使用し、グループ別に評点付設→評価計算書の提出→発表、解説、意見交換。

②家屋評価事務マニュアルの作成

- ・主に「非木造家屋の評価」部分を作成し、昨年度までの作成分と併せ一連の項目を作成。

マニュアル(追加項目)

- I 非木造家屋の評価
- II 評価計算例
- III 基準表に示されていない評点項目及び標準評点数

<参考>

和歌山地方税回収機構運営会議

【目的】

機構を活用した徴収強化を進めることを目的として、機構の運営その他必要な事項を検討するため、構成団体の税務担当課長等をメンバーとして、機構を事務局として平成20年度から設置。（19年度までは「和歌山地方税回収機構に関する研究会」で協議。）

【開催状況】

運営会議（4月、1月）、理事会（7月2回、11月）、地域運営会議（5月、7月、10月）

【主な協議、検討事項】

①翌年度の移管件数、市町村負担金、組織体制等

21年度 件数952件（前年度比+78件）、徴収職員 事務局長以下13名

②機構の一層の活用に関する議論等

目標設定、移管提示件数、移管基準、高額事案の処理の促進、機構の活用等

③和歌山地方税回収機構の今後のあり方

<意見>

- ・ 存続希望 23団体（アナウンス効果、徴収困難事案への対応、機構を活用した徴収等）
- ・ 一定の目的を達成して解散 7団体（全体で全国平均の徴収率等を達成して解散）
- ・ 一定レベルを達成した団体は独自処理が可能で、機構から脱退しても良いのでは。

等

今後の取組

I 県税及び市町村税の徴収強化会議

県税及び市町村税の税収確保のため、これまでの研究成果を踏まえ、さらに県・市町村の連携による徴収強化への取組を進める。

合同滞納整理強化月間や合同公売等、連携事業の企画立案、職員の併任派遣の推進、税務広報、滞納処分の更なる強化策の調査研究を行う。

II 家屋評価均衡化検討委員会

①家屋評価実務研修会

受講者の要望等を踏まえ、研修の対象家屋に非木造専用住宅を加えるなど拡充を図る。

②家屋評価事務マニュアル

評価替えに伴う新基準の解説などを追加・改訂。

III 償却資産の適正課税の確保

償却資産の課税の適正化の推進のため、実地調査の実態把握、課題分析、事例調査、調査の実施方法の検討等に関する研究を行う。

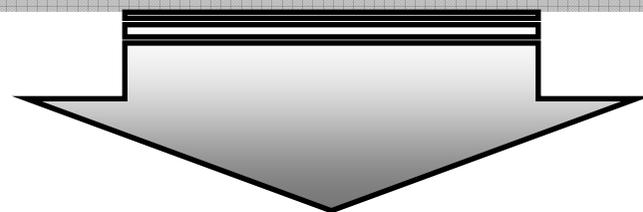
IV 和歌山地方税回収機構のあり方

平成21年度で設立4年を経過するため、市町村の行財政状況等を踏まえ、今後のあり方（方針）を検討。

和歌山地方税回収機構のあり方について

- ◇全国的に低い徴収状況と税源移譲等を踏まえ、徴収強化のため設立。
- ◇市町村での独自の滞納整理が可能となるまでの5乃至10年の期間（設立時）。
- ◇当初、5年目までの体制（派遣ルール等）を決定。
- ◇機構内部の運営会議で「6年目以降のあり方」の議論を実施（20年度）。

平成21年度で設立4年を経過→6年目以降どうするか？



市町村の行財政状況等を踏まえ、連携会議において、「機構の今後のあり方」（方針）を決定していきたい。

機構のあり方に関する過去の議論

<17年度>

Q 機構の存続期間はいつまでか。（設立準備室事務局の考え方整理ペーパーより）

A 設立準備にあたって「何年間運営する」との期間を定めていません。機構は現下の徴収状況に鑑み、市町村税徴収を補完する組織と位置付けますが、その存在を将来的に固定化するものではありません。

滞納整理組合の設立に関する研究会においても、市町村での独自の滞納整理が可能となるまでの5～10年の期間の設立を前提に議論されております。

今後、機構の徴収実績や市町村の徴収状況等を検証し、構成市町村において存続、廃止、又は組織改編を判断していくものと考えます。

<20年度>

機構運営会議（機構及び市町村税務担当課長 機構の運営協議の場）

◇主な意見

- ・ 存続希望 23団体（アナウンス効果、徴収困難事案への対応、機構を活用した徴収等）
- ・ 一定の目的を達成して解散 7団体（全体で全国平均の徴収率等を達成して解散）

◇その他の意見

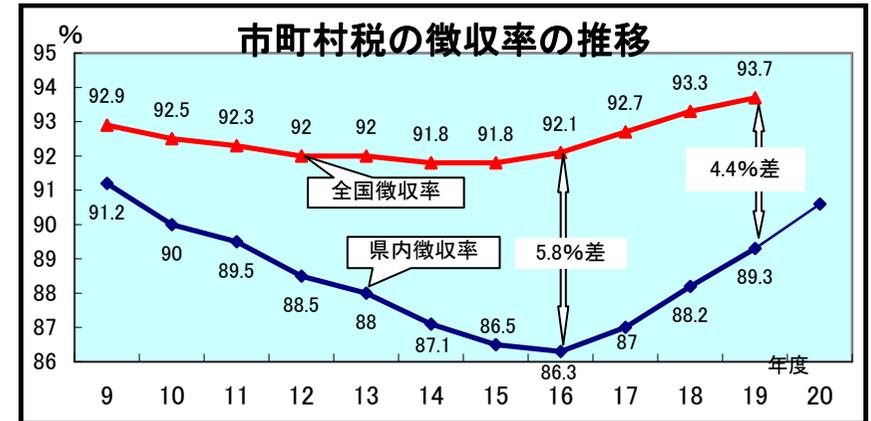
- ・ 一定レベルを達成した団体は独自処理が可能で、機構から脱退しても良いのでは。

市町村税の徴収の主な課題

【現状】

①徴収率等は改善傾向も、全国と比べて未だ低い。
徴収率 16年度 86.3% 46位 → 19年度 89.3% 45位

②市町村策定の今年度の徴収目標の達成が厳しい。
目標徴収率：20年度末県計 90.6%（前年度比+1.3%）
21年1月末現在で、前年同月比+0.9%（特殊要因を除く）と、
目標に比べ低く推移。



③税源移譲前と比べ、個人住民税の滞納額が1年間で6.6億円増加。
19年度の現年課税分の収入未済額 17.4億円（前年度比+6.6億円）

④団体により徴収状況の改善に差が出てきている。
16年度→19年度：滞納額増加 4団体、徴収率90%未満の17団体中、改善率が1%未満 5団体

⑤滞納額に比して移管額の減少率が大い。未処理の高額事案等もある。

(億円)

項目\年度	18	19	20	減少率 (18比)
市町村税の滞納額	166	153	140	16%
機構への移管額	21	17	13	38%

＜アンケート結果(機構運営会議理事会 20.7.2)＞
◎300万円以上の高額案件のうち、35億円が長期分納中等を理由に機構に未移管
◎18年度移管(827件)で19年度返還事案のうち299件が未処理

⑥機構に職員を派遣していない団体、少ない団体がある。
5年間で9市6町が1～5名の職員を派遣（短期スタッフ派遣を含めると17団体が派遣）

【主な原因】

①組織体制・システム整備の問題

- ・徴収計画（方針・目標）の策定内容、進行管理等が未熟。
- ・収納対策室の設置等、徴収状況に対応した徴収体制が未整備。
- ・滞納整理システム等の未導入により、進行管理及び処分調書の作成等が非効率。

②マンパワーの問題

- ・徴収率が低いにもかかわらず、滞納額に比して徴収担当職員が少ない。
- ・市町村では徴収の難しい高額滞納事案が、未整理のまま。
- ・必要な行動量（催告数、財産調査数、滞納処分数）が、まだ不足。

③知識・ノウハウの問題

- ・滞納者の財産調査、滞納処分等徴収業務のノウハウを有する職員が不足。
- ・難しい案件に時間を費やし、現年滞納分への早期着手が進まない。

④現場の意識の問題

- ・納期内納税の原則でなく、長期の少額分納でも入ってくれば良いという意識。

⑤上司の意識の問題

- ・トラブルを恐れる意識、住民との距離の近さ等から滞納処分を忌避する意識。

②③④は機構が
状況改善の役割
を担っている。

機構の存続、
進化・拡大等
の検討が必要！

等

「徴収状況ヒアリング」、「徴収担当者との意見交換」等より

機構に関する主な検討項目（案）

<総論>

- I 機構の存廃・市町村税の税財政状況等から、機構の一層の活用による徴収への取組強化が必要。
- II 機構の体制・機構の業務（量、質）の見直しや、それに伴う体制（職員数等）の見直し。

<各論>

①移管のガイドライン

- ・徴収改善に資するよう、具体的なガイドラインを検討。
〔高額未処理事案を滞納額順に移管、長期分納等そのまま等、未処理となっている高額事案の移管
機構からの返還事案の執行停止等の早期処理（現年課税分の処理へのシフト）等

②6年目以降の職員の派遣ルール

- ・徴収職員の育成機関としての機構の活用。
- ・全団体からの機構への職員派遣や徴収状況を勘案した職員派遣等、派遣ルールの検討。

③機構からの脱退ルール

- ・徴収状況の改善及び徴収職員の育成等が一定以上になされた団体の脱退ルールの検討。

④負担金等経費

- ・6年目以降の業務、体制や移管件数等を踏まえて負担金等、組織運営の経費の見直し。

等

協議の体制（案）

※機構設立時と同様の体制

和歌山県・市町村連携会議

県総務部長、副市町村長、市長会及び町村会事務局長、
機構事務局長、振興局長等 ◇方針の決定

税収確保小委員会

ブロック代表等の市町村税務課、機構、
県税務課、市町村課等
◇検討課題の具体的な議論・調査
◇市町村の意見集約 等

地域ブロック会議

ブロック別の市町村税務担当課長

◇小委員会での議論等の連絡調整
◇ブロック内市町村の意見集約 等

【協議スケジュール（案）】

- 3月 連携会議
- 5月 小委員会（課題検討等）
- 7月 小委員会（業務、組織体制、移管ルール等）
- 9月 小委員会（派遣方法、経費等）
- 11月 小委員会（意見集約等）
- 1月 連携会議

※地域ブロック会議は各小委員会後に随時開催。

和歌山地方税回収機構の概要・成果等

<契機>

税源移譲に伴う税収増
役場の住民との距離の近さ
徴収に対する専門性の問題
全国的に低い徴収率

【概要】和歌山地方税回収機構

全30市町村が構成団体である一部事務組合

徴収困難事案の滞納整理（年間800件程度）、研修等

対象税目：市町村税、国保税（料）、個人県民税

派遣職員（徴税吏員）市町村8名、県4名 計12名

【設立目的】

徴収状況の改善、滞納処分の独自実施のつなぎ等

【設立経緯】

17年2月 連携会議設立・開催

17年3月 徴収確保小委員会

（委員から税務協議会の場で議論をという提案を了承）

17年5月～9月 滞納整理組合設立に関する研究会（5回）

17年11月 連携会議開催（設立合意）

17年12月 組合設立の協議（市町村議会議決）

18年4月 設立

※18、19年度は連携会議小委員会（県税務協議会研究会）において、引き続き機構を活用した徴収確保策の企画立案を担当。

【成果、効果】

◇徴収困難事案について、法的処理を進め年間約5億円を徴収

◇間接効果を含めると18年度30億円、19年度20億円の効果
（百万円）

項目\年度		18	19	20	計
直接効果	徴収額	501	533	485	1,519
	保全額	348	203	255	806
	計	849	736	740	2,325
間接効果		2,111	1,243	1,012	4,366
設立効果合計		2,960	1,979	1,752	6,691

※機構による集計結果。20年度は20年12月末現在。※徴収額には延滞金等附帯金を含む。

※直接効果：機構が市町村から引き受けて、徴収又は税債権を保全したもの

※間接効果：市町村が滞納者に機構への移管予告催告を実施した結果、納付等があったもの

相乗効果

【市町村への波及】→意識改革、徴収ノウハウ向上

◇機構に派遣された職員を核に法的整理が進捗の傾向

市町村の差押え件数 16年度280件→19年度2,857件

インターネット公売、不動産公売の実施

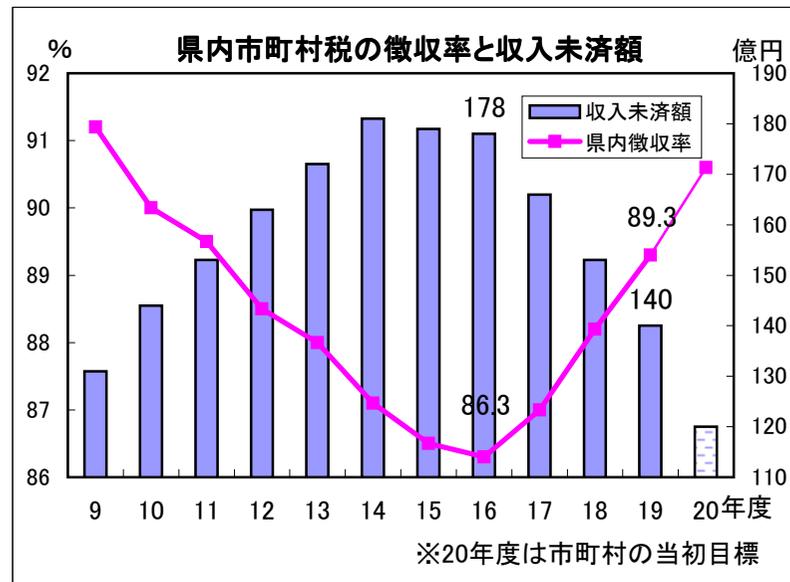
◇各団体が徴収計画（目標徴収率等）を策定、取組

◇電話催告コールセンター、コンビニ納税等

◇徴収専門組織の設置：収納対策室、納税課、納税推進室等

◇市町村税の徴収率 ⑩86.3%→⑲89.3%
収入未済額 ⑩178億円→⑲140億円

※現年課税分と滞納繰越分の合計



和歌山地方税回収機構

(平成21年3月現在)

名称(性格)	和歌山地方税回収機構(地方自治法に基づく一部事務組合)	
所在地等	〒640-8263 和歌山市茶屋ノ丁2番1 和歌山県自治会館6階 電話073-422-3630 FAX073-422-3631	
構成団体	全市町村(30市町村)	
設立時期	平成18年4月1日	
処理業務	○全市町村税、国民健康保険税(料)及び個人県民税の滞納整理(約800件/年) ○滞納処分 of 停止、不納欠損処分 of 適否判定 ○市町村職員に対する徴収業務に関する研修	
滞納整理の範囲	○財産調査 ○財産の差押え ○差押財産の公売、換価	
組織	役員等 管理者(田辺市長)、会計管理者、監査委員、公平委員会委員	
	機構議会 議員7名(関係市町村長の互選) (議長:岩出市長、副議長:湯浅町長)	
	事務局 県派遣職員 4名 (事務局長(総務課長兼務)、徴収課長、主査2名) 市町村派遣職員 8名 (主査、主事) ※ 県及び市町村からの派遣形態は地方自治法に基づく派遣(人件費負担:全額組合負担(退職手当を除く)) 短期スタッフ職員 若干名(市町村から3ヶ月間受け入れる併任職員) 事務補助職員 2名 (アルバイト職員)	
	非常勤顧問 弁護士、国税OB、警察OB	
市町村負担金 (21年度)	○基礎負担割額	市町村の人口規模に応じた負担 500千円、250千円、150千円、100千円、50千円
	○処理件数割額	処理件数に応じた負担 1件につき69千円
	○徴収実績割額	徴収実績に応じた負担 19年度に機構が徴収した実績額の10%
予算	1億4,813万8千円(平成21年度当初予算額) 歳入:市町村負担金、県補助金(2,500万円)等 歳出:人件費、事務費等	

市町村への分権に関する計画 (概要版)

平成21年3月30日

和歌山県総務部総務管理局

行政経営改革室

市 町 村 課

市町村への分権に関する計画の構成

- 1 市町村への分権に関する基本的考え方等
- 2 県から市町村に移譲する事務・権限の具体的内容

<別添> 県から市町村に移譲する事務・権限一覧

(移譲法律数) 和歌山市:21法律 一般市:49法律 町村:34法律

(移譲時期) 原則として平成22年4月から

移譲後の状況:平成20年4月は、14法律で全国43位、移譲後は、60法律で全国8位
※地方分権改革推進委員会資料の移譲法律数(H20.4.1現在)で比較

3 事務・権限の移譲を円滑に行うための県の支援策等

(事務支援) マニュアル作成、研修会開催、広報 等

(財政措置) 県移譲事務市町村交付金による所要の財政措置

(その他) 市町村への分権に関する総合的な相談窓口の設置 等

「和歌山県長期総合計画」 第3章 第3節 ③ 県・市町村・県民の協働による計画の推進 より抜粋
～権限等の移譲や、住民の意思を大切に市町村合併の推進などにより、県と市町村の適正な役割分担や市町村の行財政基盤の強化を図り、地域ニーズの即した行政が展開できるようにします。～

市町村への分権に関する基本的考え方等

(1) 県から市町村への事務・権限の移譲に関する基本的考え方

- ・ 現在、国において新たな地方分権改革の議論が進行中。
- ・ 県としては、国と地方の役割分担を明確化した上で、地方が担うべき分野については、地方が主体的に責任をもって判断できる仕組みが必要と認識。県と市町村の間についても同様。
- ・ 県・市町村の役割分担については、地方自治法の考え方(※)を基本としつつ、個々具体の事務について、県・市町村が議論して決定。

※ 広域にわたる事務、規模等から市町村が処理することが適当でない事務等を除き市町村が地域における事務を処理すること

- ・ ただし、市町村に事務・権限を移譲した後でも、市町村による不適正な事務処理に対する地方自治法に基づく是正勧告、地方財政法に基づく財源措置など、法令で規定された役割を県は果たしていく。

(2) 市町村への分権に関する計画の作成プロセス

- ・ (1)の基本的考え方を踏まえ、県・市町村が議論を行い、市町村の理解が得られたものを県から市町村に移譲する事務・権限として計画に位置づけ。

＜市町村との主な意見交換＞

- ・ 市町村課・各市町村総務担当課による検討会等を8回開催。
- ・ 県及び市町村の関係事業担当課による移譲検討対象事務説明を開催。5日間、のべ参加者750人。

市町村への分権に関する計画の移譲対象となる法律数

和歌山市: 21法律(分権委分 : 14法律 全国平均分: 7法律)

一般市: 49法律(分権委分 : 38法律 全国平均分: 11法律)

町村: { 34法律(分権委分(市まで): 22法律 全国平均分: 0法律)

(分権委分(町村まで): 2法律 全国平均分: 10法律) }

まちづくり・土地利用規制分野

和歌山市: 5法律(分権委分 : 3法律 全国平均分: 2法律)

一般市: 19法律(分権委分 : 15法律 全国平均分: 4法律)

町村: { 13法律(分権委分(市まで): 9法律 全国平均分: 0法律)
(分権委分(町村): 0法律 全国平均分: 4法律) }

環境分野

和歌山市: 1法律(分権委分 : 1法律 全国平均分: 0法律)

一般市: 6法律(分権委分 : 5法律 全国平均分: 1法律)

町村: { 2法律(分権委分(市まで): 1法律 全国平均分: 0法律)
(分権委分(町村): 0法律 全国平均分: 1法律) }

福祉分野

和歌山市: 1法律(分権委分 : 0法律 全国平均分: 1法律)

一般市: 7法律(分権委分 : 6法律 全国平均分: 1法律)

町村: { 4法律(分権委分(市まで): 3法律 全国平均分: 0法律)
(分権委分(町村): 0法律 全国平均分: 1法律) }

生活・安全・産業振興分野

和歌山市: 11法律(分権委分 : 8法律 全国平均分: 3法律)

一般市: 15法律(分権委分 : 10法律 全国平均分: 5法律)

町村: { 12法律(分権委分(市まで): 6法律 全国平均分: 0法律)
(分権委分(町村): 2法律 全国平均分: 4法律) }

医療・保健・衛生分野

和歌山市: 3法律(分権委分 : 2法律 全国平均分: 1法律)

一般市: 2法律(分権委分 : 2法律 全国平均分: 0法律)

町村: { 3法律(分権委分(市まで): 3法律 全国平均分: 0法律)
(分権委分(町村): 0法律 全国平均分: 0法律) }

※ 和歌山市は、中核市・保健所設置市であるため法律で移譲されているものが複数ある

※ 分権委分は、近い将来、法律により市町村に対して事務・権限の移譲が予想されるもの

※ 全国平均分は、多くの都道府県で既に市町村へ移譲されている実績のある事務・権限(分権委分は除く。)

市町村への分権に関する計画の移譲対象となる法律一覧

和歌山市への移譲対象法律 (21 法律)

〇〇法 は施行日、H23. 4月

(まちづくり・土地利用規制) 都市再開発法、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (指定都市分)

(医療・保健・衛生) 薬事法、毒物及び劇物取締法、動物の愛護及び管理に関する法律

(環境) 環境基本法

(生活・安全・産業振興) 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、商工会議所法

(まちづくり・土地利用規制) 農業振興地域の整備に関する法律、森林法、国土利用計画法

(福祉) 戦傷病者特別援護法

(生活・安全・産業振興) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、砂利採取法、採石法、中小小売商業振興法、工場立地法、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

町村にも移譲されるもの

一般市にも移譲されるもの

市町村への分権に関する計画の移譲対象となる法律一覧

一般市、町村への移譲対象法律

〇〇法は施行日、H23. 4月

(まちづくり・土地利用規制) 被災市街地復興特別措置法、マンションの建替えの円滑化等に関する法律、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、高齢者の居住の安定確保に関する法律、流通業務市街地の整備に関する法律、都市緑地法、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 (一般市分)

(福祉) 介護保険法、社会福祉法、老人福祉法

(環境) 環境基本法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法

(生活・安全・産業振興) 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、商工会議所法

(まちづくり・土地利用規制) 都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法 (町村のみ)、住宅地区改良法 (一般市へは移譲済み)、高齢者・身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、駐車場法、宅地造成等規制法、土地区画整理法、公有地の拡大の推進に関する法律、屋外広告物法、森林法、国土利用計画法、租税特別措置法

(福祉) 知的障害者福祉法、身体障害者福祉法、児童福祉法、戦傷病者特別援護法

(医療・保健・衛生) 水道法、母子保健法、墓地・埋葬等に関する法律 (一般市へは移譲済み)

(環境) 浄化槽法、化製場等に関する法律

(生活・安全・産業振興) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、家庭用品品質表示法、計量法、採石法 砂利採取法、中小小売商業振興法、工場立地法、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律、商工会法、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

一般市へ
(49法律)

町村へ
(34法律)

【参考1】 主な法律毎の移譲メリット・イメージ図

<まちづくり分野・土地利用規制>

- ・ 都市計画法 (移譲時期:平成22年4月)
- ・ 農地法 (移譲時期:平成23年4月)

<福祉分野>

- ・ 児童福祉法 (移譲時期:平成23年4月)

<医療・保健・衛生分野>

- ・ 母子保健法 (移譲時期:平成23年4月)

<環境分野>

- ・ 騒音規制法 (移譲時期:平成22年4月)

<生活・安全・産業分野>

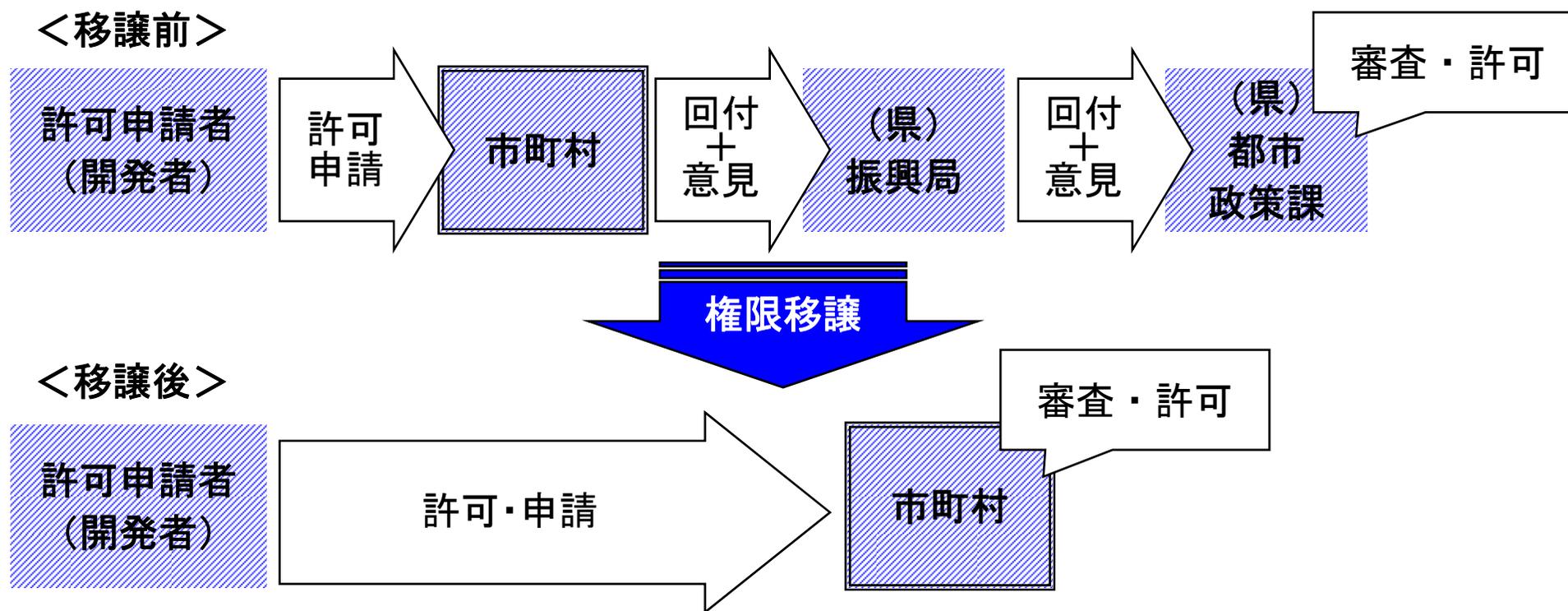
- ・ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律

(移譲時期:平成22年4月)

都市計画法の権限移譲によるメリット

■ 移譲される主な事務・権限（移譲先：一般市・町村）

- ・ 開発行為や市街化調整区域等における建築に関する許可等



審査のスピードアップ
(約10日程度)

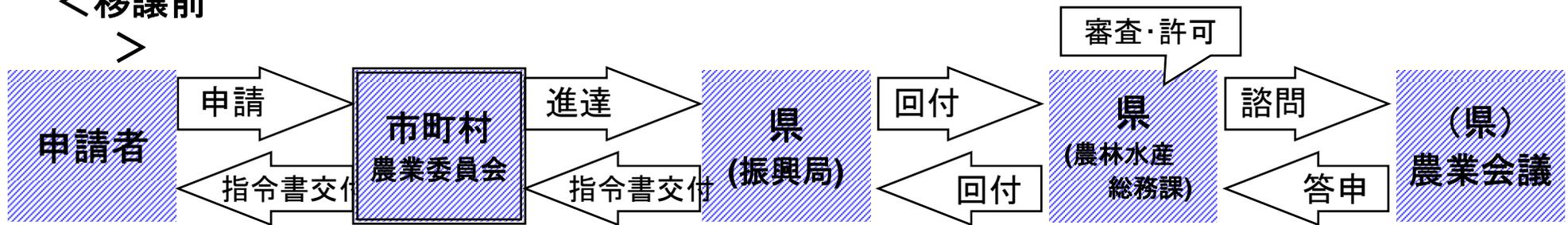
より地域の実情を
反映した審査

農地法の権限移譲によるメリット

■ 移譲される主な事務・権限（移譲先：町村）

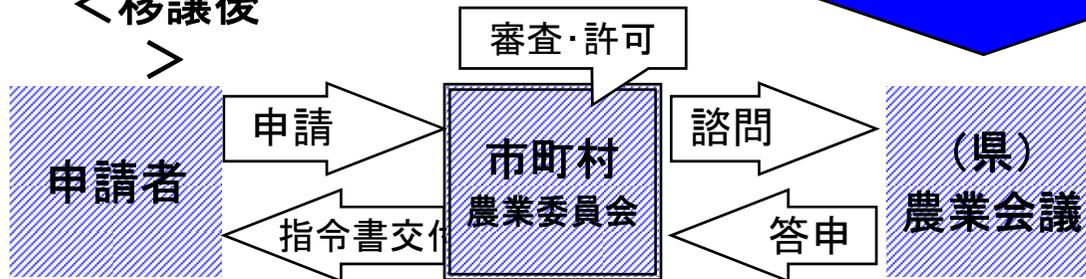
・ 自己所有の農地を農地以外に転用する許可（農地面積が2ha以下の場合）等

＜移譲前＞



権限移譲

＜移譲後＞



審査のスピードアップ
(約2週間程度)

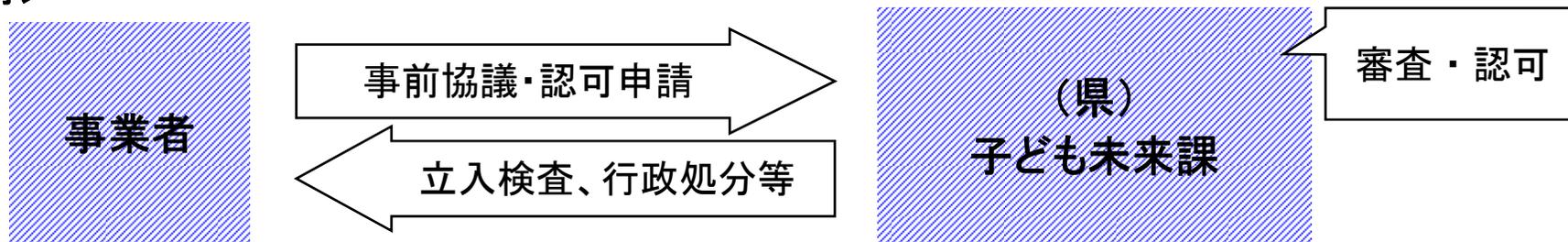
より地域の実情を反映した審査

児童福祉法の権限移譲によるメリット

■ 移譲される主な事務・権限（移譲先：一般市・町村）

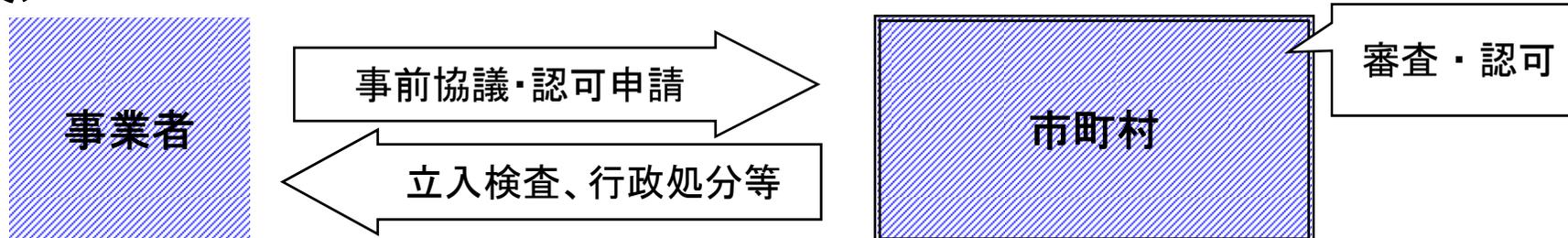
- ・ 児童福祉施設（民間保育所）の設置認可、立入検査、行政処分等

< 移譲前 >



権限移譲

< 移譲後 >



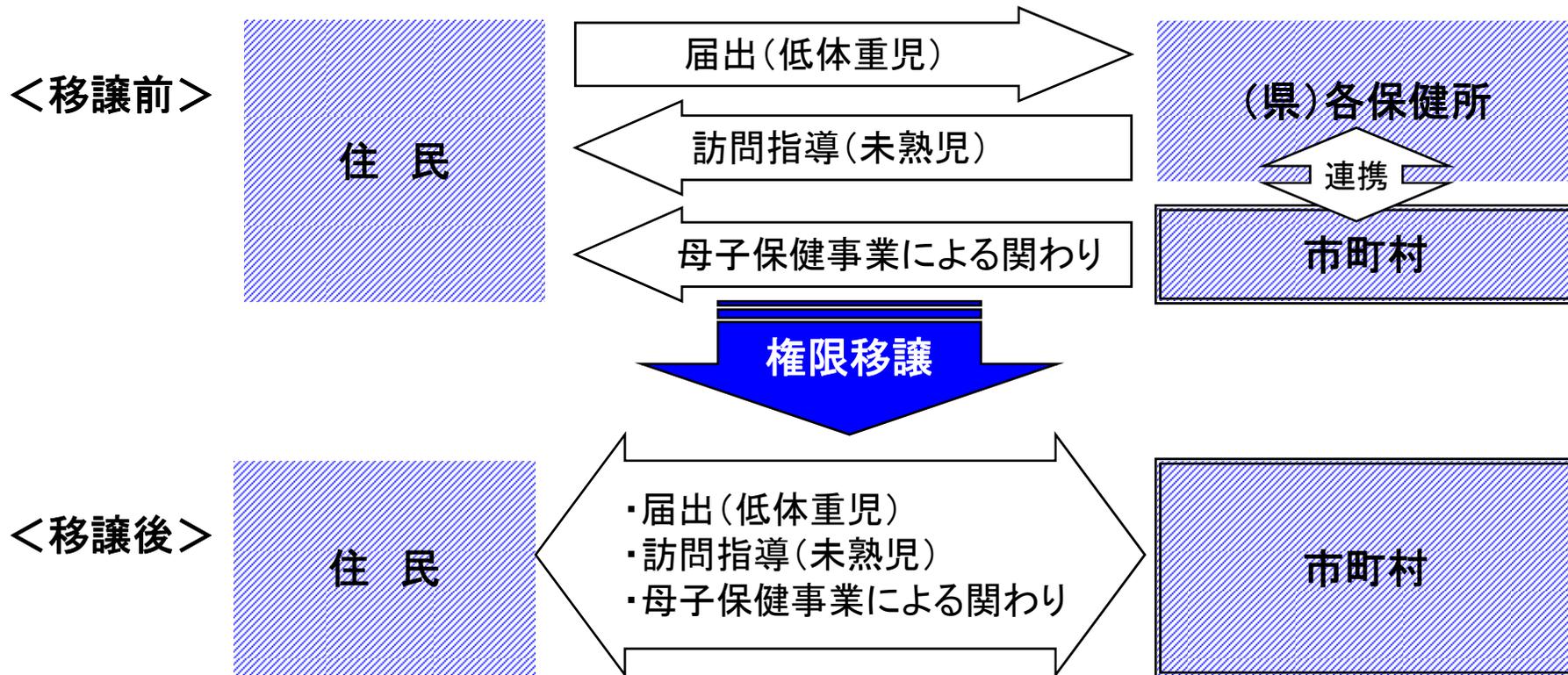
申請場所が身近になり便利
(事前協議の効率化)

民間保育所と公立保育所の
効率的な保育行政が可

母子保健法の権限移譲によるメリット

■移譲される主な事務・権限（移譲先：一般市・町村）

- ・低体重児の届出、未熟児の保護者の訪問指導等



より身近なところでの届出が可能
(住民の負担軽減)

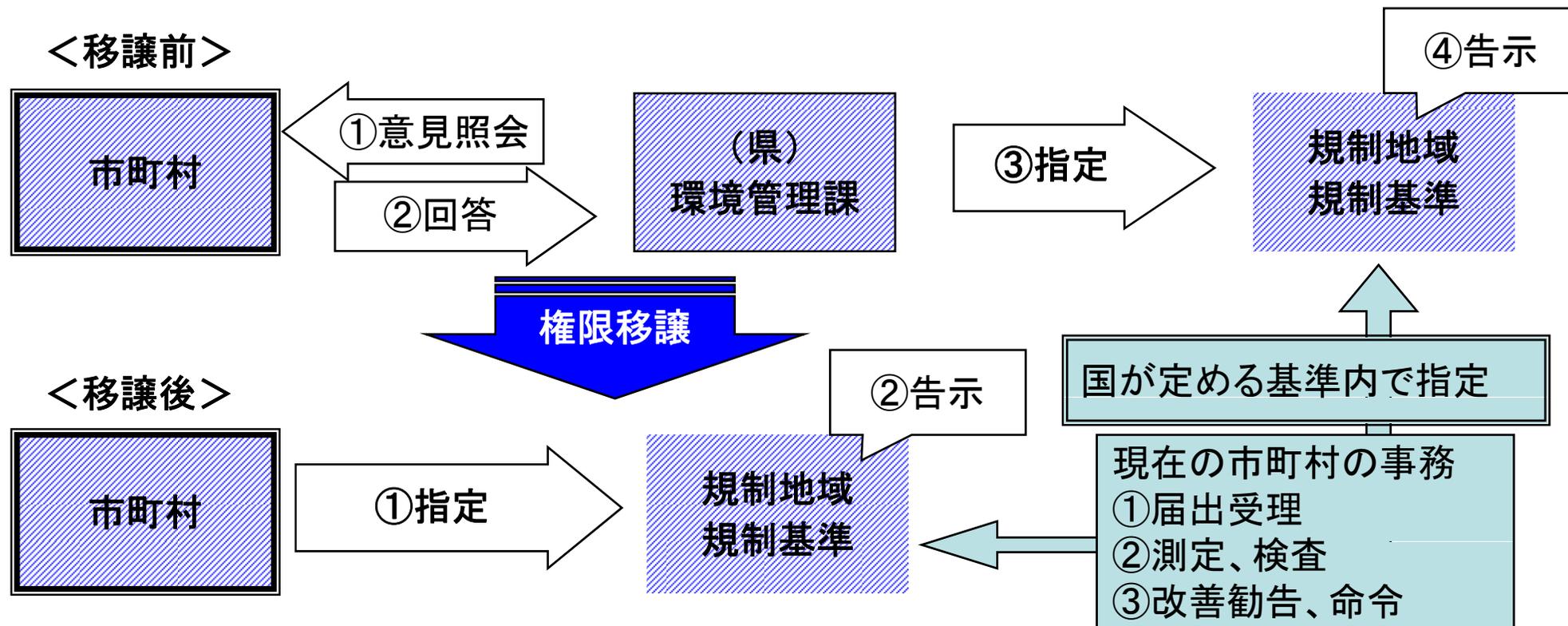
地域の実情の把握が容易になる
(出生届により情報入手が可)

出生直後から市町村が
一貫して支援可能

騒音規制法の権限移譲によるメリット

■ 移譲される主な事務・権限（移譲先：一般市）

- ・ 規制地域の指定及び規制基準の設定



地域環境を市町村が一貫して監視
(指定→届出→測定→改善勧告)

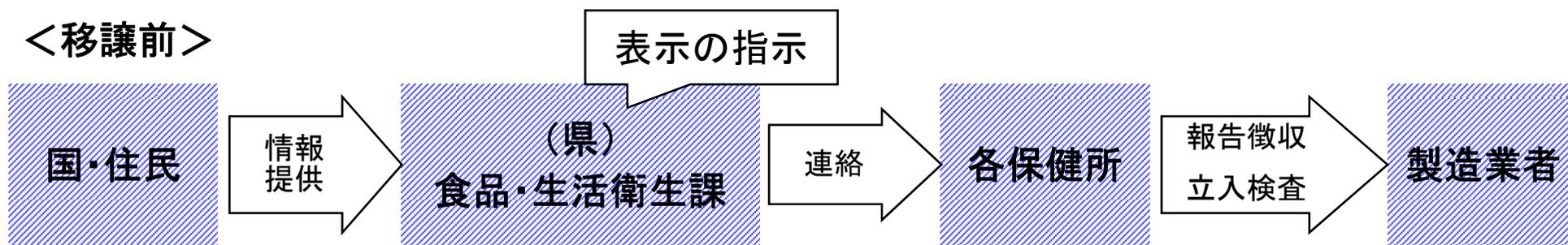
より地域の実情を
反映した指定

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の権限移譲によるメリット

■ 移譲される主な事務・権限（移譲先：和歌山市・一般市・町村）

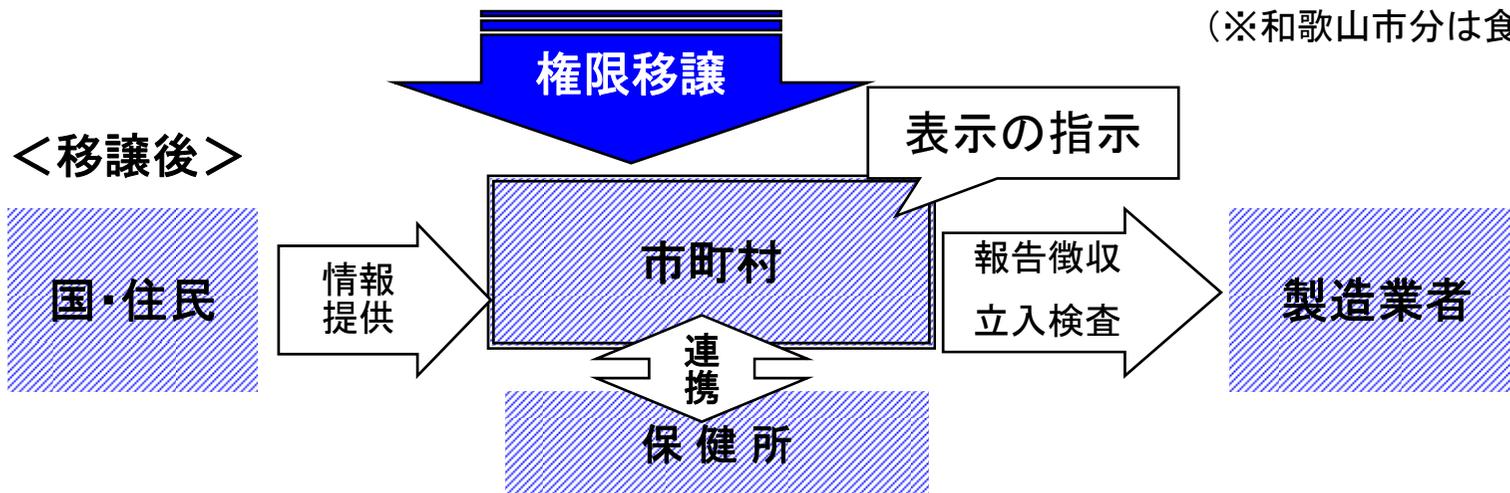
- ・ 製造業者に対する表示事項の表示の指示、報告徴収及び立入検査等

<移譲前>



(※和歌山市分は食品・生活衛生課が実施)

<移譲後>



よりきめ細かく、すばやい対応が可
(身近な窓口での相談)

日常の監視の目が増加

事務・権限の移譲を円滑に行うための県の支援策等

(1) 事務支援（①から③ スケジュールはH22. 4から移譲する法律に関するもの）

- ① マニュアルの作成・提示 …… 原則として平成21年5月までに実施
- ② ①のマニュアルを用いた研修会の開催 …… 原則として平成21年6月から実施
- ③ 移譲対象事務の執行に必要な書類・データの整理・引き渡し
…… 原則として平成21年中に実施
- ④ 移譲対象事務に関する技術・知識習得を目的とした職員交流・派遣 …… 適宜実施
- ⑤ 申請窓口変更等に関する県民への広報 …… 関係条例改正後実施

(2) 財政措置

- ・ 県移譲事務市町村交付金制度に基づき、1件あたりの処理時間等を適切に算定した上で、所要の財政措置。
- ・ この計画に基づいて行う事務・権限の移譲を行う上で必要な初期費用については、個々の事務内容を精査した上で検討し、所要の財政措置。

(3) その他

- ・ 市町村への分権に関する総合的な相談窓口の設置
- ・ 関係法令の解釈・運用に関する相談、関係機関との連絡調整に関する取り次ぎ、違法な事務処理に対する是正勧告等の実施 等

【参考2】市町村による移譲事務の執行に関する県の権限

是正の勧告

地方自治法第245条の6

(対象事務) 自治事務

(要件) 法令違反または著しく不適正かつ明らかに公益を害している場合

(内容) 違反是正または改善のため必要な措置を講じることを勧告

是正の要求

地方自治法第245条の5

(対象事務) 自治事務

(要件) 法令違反または著しく不適正かつ明らかに公益を害している場合

(内容) 違反是正または改善のため必要な措置を講じることを要求

要求された市町村は必要な措置(内容は市町村判断)を講じる義務あり

是正の指示

地方自治法第245条の7

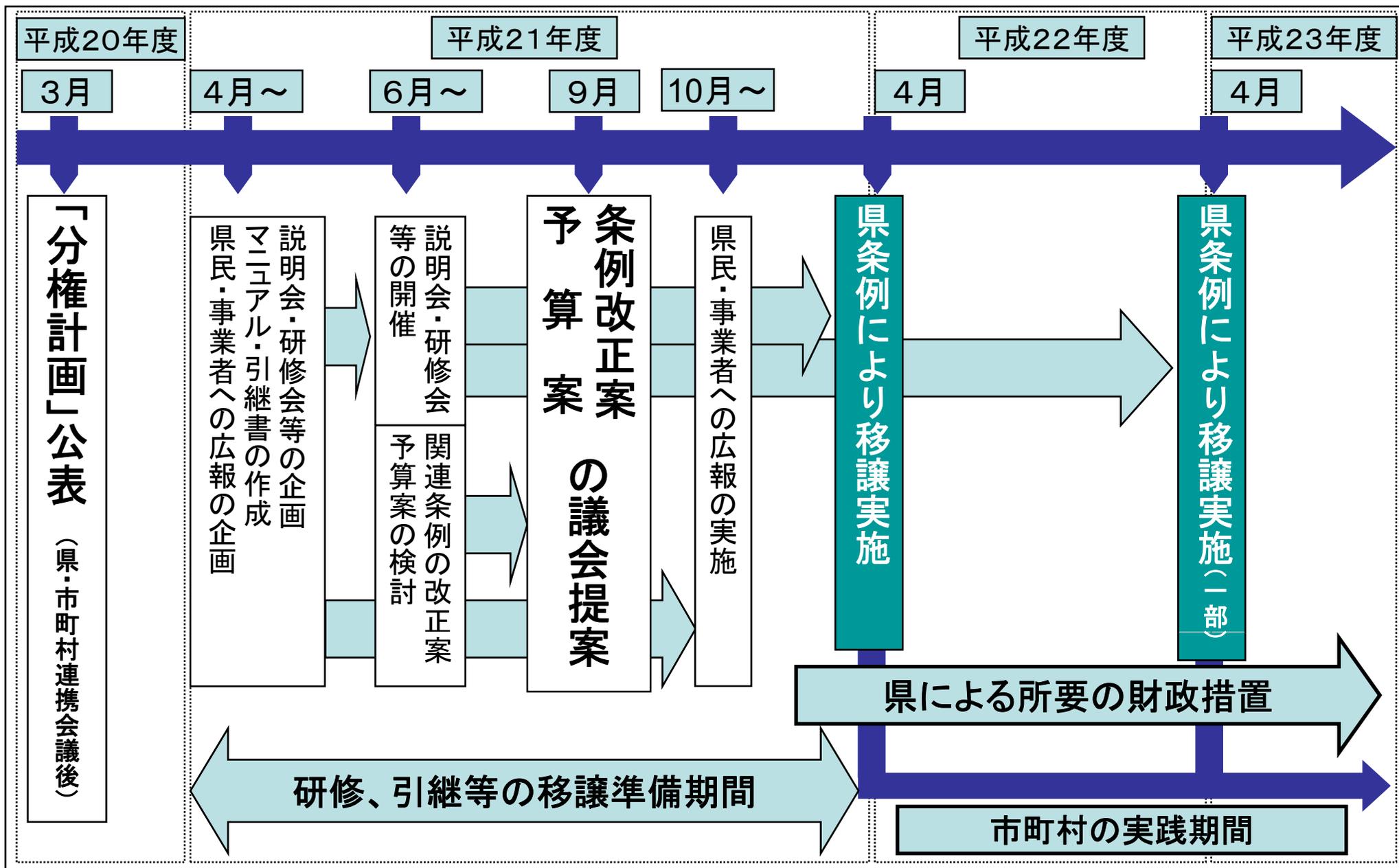
(対象事務) 法定受託事務

(要件) 法令違反または著しく不適正かつ明らかに公益を害している場合

(内容) 違反是正または改善のため講ずべき措置に関して指示

指示された市町村はその指示どおりの措置を行う義務あり

【参考3】 県から市町村への分権に関する実施スケジュール



市町村への分権に関する計画

平成21年3月30日

和歌山県総務部総務管理局

行政経営改革室
市町村課

【目 次】

1	市町村への分権に関する基本的考え方等	1
2	県から市町村に移譲する事務・権限の具体的内容	5
3	事務・権限の移譲を円滑に行うための県の支援策等	6
	(別添) 県から市町村に移譲する事務・権限一覧	10

和歌山県長期総合計画

—未来に羽ばたく元気な和歌山—

第3章 計画の推進

第3節 計画の推進に向けて

③ 県・市町村・県民の協働による計画の推進

(抜粋)

行政主体としての国・県・市町村の関係においては、地方分権の進展等の中で市町村の役割が高まってきています。

市町村については、住民に最も身近な地方自治体を中心とする地方分権型社会の構築が進みつつある中、地域づくりの主体として、その役割がますます重要となっているといえます。そこで、権限等の移譲や、住民の意思を大切にした市町村合併の推進などにより、県と市町村の適正な役割分担や市町村の行財政基盤の強化を図り、地域ニーズに即した行政が展開できるようにします。

1 市町村への分権に関する基本的考え方等

(1) 市町村への分権に当たっての基本的考え方

① 県と市町村の役割分担

地方分権改革は、平成12年4月の地方分権一括法の施行による国と地方自治体との関係の抜本的見直し、市町村合併による基礎自治体の体制整備等の大きな変革を経て、現在、国の地方分権改革推進委員会において、さらなる地方分権改革の推進について議論が進められている。

新たな地方分権改革においては、

- ・ 中央政府と対等・協力の関係に立つ「地方政府」の確立のため、住民に身近な行政の地方移譲、関連する国の法令の見直し、地方自治体の組織形態の自由化を進めること
- ・ 基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、地域における総合的な行政が実施できるようにすること
- ・ 地域の多様な資源を活かし、地域の活性化を目指すこと

などが、「地方が主役の国づくり」に向けた取組みとして位置づけられている。このような地方分権改革を具体化するために、「新分権一括法案」が平成21年度中に国会に提出される予定となっている。

このような地方分権改革の動きについて、県としては、国と地方の役割分担の徹底した見直しを行い、国が責任を負うべき分野、地方が責任を負うべき分野を明らかにすべきであり、その上で、地方が担う分野については、地方が主体的に責任を持って判断できるような仕組みを作ることが基本と考えている。

この考え方は、県と市町村との関係についても基本的に当てはまるものと考えている。すなわち、県が責任を負うべき分野、市町村が責任を負うべき分野を、住民に身近で、地域の細かなニーズにきめ細かく対応できるという市町村の特性等を勘案して区分し、その区分に基づき、市町村が主体的に責任を持って判断できるよう、法令に定められた事務の執行権限を法的に市町村が持った上で事務を執行できるようにすることが必要である。

② 市町村が責任を負うべき分野

「市町村が責任を負うべき分野」を判断するに当たっての基本的考え方は次のとおりである。

地方自治法は、都道府県が処理するものとされている、広域にわたる事務、市町村に関する連絡調整の事務、その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない事務を除き、市町村が地域における事務等を処理することとしており、この3つの事務に該当する事務以外は市町村が担うことが原則となっている。

- ・「広域にわたる事務」とは、その事務の対象・効果が市町村の領域を超えた広い地域にわたるような事務であること。
- ・「市町村に関する連絡調整の事務」とは、国・県と市町村との間の連絡調整、市町村相互間の連絡・連携・調整等の事務であること。
- ・「その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でない事務」とは、大きな財政力を必要とする事務、高度な技術力・専門性を有する職員を確保する必要がある事務等であること。

しかしながら、市町村の状況は、地域の状況等により様々であり、基本的考え方を、機械的に当てはめ、市町村に移譲すべき具体的な事務・権限を決定することは適切ではない。市町村に移譲すべき具体的な事務・権限については、基本的考え方を原則として踏まえつつ、県・市町村間の個別具体の協議に基づき決定されるものである。

※ 地方自治法第252条の17の2第1項に基づく市町村に移譲する事務・権限を規定する条例等を制定又は改正するに当たっては、県は関係市町村長と協議を行うことが必要であることが定められている（地方自治法第252条の17の2第2項）。

③ 移譲の方法及び支援

県と市町村の事務分担について、県民に混乱が生じないように、事務・権限の移譲を行うに当たっては、全市町村、又は全市に対して一斉に移譲を行うことを基本とする。

市町村に移譲した事務・権限については、当然、市町村の判断・責任で執行されるべきものであるが、市町村によるこれらの事務・権限の執行について適切に執行されるよう、県が適宜、事務支援を行っていくことが重要である。

また、地方自治法は、市町村によるこれらの事務・権限の処理が違法と認められる場合等については、同法に基づく是正勧告等を行う権限を県に認めているほか、地方財政法は、県に対して、これらの事務・権限の執行に要する経費の財源について必要な措置を講じることを義務づけている。

④ 計画の意義

この計画は、市町村の理解・協力を得ながら、①～③の基本的考え方に基づき、本県における市町村への分権を計画的に進めるため策定するものである。

(2) 市町村への分権に関する計画の作成プロセス

市町村への分権に関する計画の作成に当たっては、(1)の基本的考え方を踏まえ、個別具体の事務・権限について、県・市町村の双方が議論を行い、市町村の理解を得られたものを県から市町村に移譲する事務・権限として、計画に位置づけすることとした。

具体的には、次の取り組みを行った。

平成19年

- 12月 ・「和歌山県・市町村連携会議」権限移譲小委員会で地方分権改革推進委員会の「中間的なとりまとめ（要約）」について説明、本県における取組の必要性を提案

平成20年

- 3月 ・権限移譲小委員会で全国の権限移譲の取組状況を説明
- 5月 ・「市町村への権限移譲検討法令リスト」を権限移譲小委員会から各市町村へ提案
- 8月 ・地方分権改革推進委員会の「第一次勧告」及び上記「法令リスト」について各市町村へ移譲に対する調査を実施
 - ・各市町村長に対し分権に関する取組を提案
 - ・各市町村に対して分権に関する取組についての説明会を開催（紀北、紀南）
- 10月 ・「分権計画策定に向け第1回検討会」を開催（和歌山）
- 11月 ・移譲事務権限に関する第1次取りまとめ案に対する事務担当課説明会を開催（5日間）
- 12月 ・各市町村長に対し分権に関する経過報告
 - ・「分権計画策定に向け第2回検討会」を開催（紀北、紀南）

平成21年

- 2月 ・「分権計画策定に向け第3回検討会」を開催（紀北、紀南）
- 3月 ・和歌山県・市町村連携会議において計画を承認

2 県から市町村に移譲する事務・権限の具体的内容

この計画に位置づけた県から市町村に移譲する事務・権限の具体的な内容は、別添「県から市町村に移譲する事務・権限一覧」のとおりである。

計画に位置づけた事務は、地方自治法第252条の17の2第1項に基づく「和歌山県の事務処理の特例に関する条例」等の関係条例・規則等の改正、3. に述べる支援策の実施により、原則として、平成22年4月から市町村に移譲することを目指す。そのため、平成21年度中に、関係条例の改正案を議会に提案する。

3 事務・権限の移譲を円滑に行うための県の支援策等

県から市町村への事務・権限の移譲を円滑に行うため、市町村への支援として、県は（１）事務支援及び（２）財政措置の支援策を行う。

県からの市町村への大規模な事務・権限の移譲が、原則として、平成22年4月に行われることを想定し、特に研修等の支援策については、平成21年度中に、重点的に実施する。

なお、県から市町村に移譲された事務・権限については、各市町村の判断・責任において執行されることとなるが、市町村による事務・権限の処理が、法令の規定に違反しているか、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると県が認めるときは、地方自治法の規定に基づき、当該処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことの勧告等を行うことができることから、法令の要件に該当する場合には、必要に応じ、県は当該勧告等を行う。

また、県は、市町村に移譲された事務・権限が円滑かつ効率的に行われるようにするため、市町村に移譲された事務・権限に係る関係法令の解釈・運用に関する相談、国や県の関係部署との協議等を円滑に行うための取り次ぎ業務、県に設置された審議会等に市町村が諮問する場合における効率的な会議運営を行う。

さらに、市町村への支援策については、県の移譲事務担当課で実施することが原則であるが、市町村への支援策が全体として適切に行われるよう、市町村への分権について総合調整を行う県の部署が、適宜、県の移譲事務担当課での実施状況等を確認するほか、市町村からの総合的な相談窓口としての役割を果たす。

(1) 事務支援

・ マニュアルの作成・研修会の実施

市町村に移譲される事務・権限の執行方法、留意点等を分かりやすく記載したマニュアルを作成し、市町村に提示する。

■実施スケジュール：

平成22年4月から移譲するものについては、概ね平成21年5月までに作成する。平成23年4月以降に移譲するものについては、概ね平成21年8月までに作成する。

上記マニュアルを用いた市町村の職員向け研修会を開催する。なお、開催に当たっては、例えば、紀北・紀南での開催や県の各部または各課単位で開催するなど開催方法を工夫し、市町村の職員が研修会に参加しやすいよう配慮する。

■実施スケジュール：

平成22年4月から移譲するものについては、概ね平成21年6月から実施。平成23年4月以降に移譲するものについては、概ね平成21年9月から実施。

・ 台帳等の整備

台帳等市町村に移譲される事務・権限の執行に必要な書類・データを市町村の職員に分かりやすく整理した上で、市町村に引き渡す。

■実施スケジュール：

平成22年4月から移譲するものについては、概ね平成21年中に整

理し、速やかに市町村に引き渡す。平成23年4月以降に移譲するものについては、概ね平成22年中に整理し、市町村に引き渡す。

引き渡し後、市町村での事務が開始されるまでの間に生じた事件・事案等については、県と市町村の双方がその情報を共有する。

・ 職員交流等の実施

市町村に移譲される事務・権限に関する技術や知識習得を目的とした県・市町村間の職員交流・派遣については、市町村への分権について総合調整を行う部署（県においては市町村課）が窓口として受付を行う。

■実施スケジュール：

随時受付を行う。

・ 広報の実施

市町村への分権によって申請窓口が変更となることなど、市町村への分権について県民・関係業者にお知らせすべき事項に関する広報を行う。その際には、市町村に協力を求める。

■実施スケジュール：

平成22年4月から移譲するものについては、関係条例改正後、速やかに実施する。平成23年4月以降に移譲するものについては、平成22年度中の適切な時期に実施する。

(2) 財政措置

県は、県から市町村への事務・権限の移譲を行うに当たっては、市町村に対し、県移譲事務市町村交付金制度に基づき、1件あたりの処理時間、固定的な事務費等を適切に算定した上で、所要の財政措置を講じる。

また、この計画に基づいて実施する事務・権限の移譲に限り、当該事務・権限の移譲を行う上で発生が見込まれる初期費用については、個々の事務内容ごとにその必要性を精査した上、所要の財政措置を講じる。

県の条例で市町村に移譲された事務・権限について、国の法令により県から市町村への事務・権限の移譲が行われることとなった場合には、当該事務・権限について国の財源保障が行われる年度から、当該事務・権限は県移譲事務市町村交付金の対象外とする。

(別添)

県から市町村に移譲する事務・権限一覧

県から市町村に移譲する事務・権限一覧

まちづくり・土地利用規制分野(22法律)		移譲内容			移譲時期	
		移譲対象先				移譲対象事務の内容等
法律名		和歌山市	一般市	町村		
1	都市再開発法	○			<ul style="list-style-type: none"> ・土地の合理的な活用と都市機能の更新を図る事務のうち ・個人施行者に対する第一種市街地再開発事業の施行の認可、監督、措置命令等 ・市街地再開発組合の設立認可及び第一種市街地再開発事業計画の認可、監督、措置命令等 ・再開発会社の基準の認可及び市街地再開発事業計画の認可、監督措置命令等 ・権利変換(換地)計画の認可(個人、組合、再開発会社による) 	H22.4.1
2	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	○			<ul style="list-style-type: none"> ・密集市街地防災機能確保の為に合理的な土地利用を図る事務のうち ・個人施行による防災街区整備事業の認可、監督、措置命令等 ・防災街区整備組合の設立認可、事業の認可、監督、措置命令等 ・事業会社による事業計画の認可、監督、措置命令等 ・個人、組合、事業会社による権利変換計画の認可 	H22.4.1
2	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律	—	○		<ul style="list-style-type: none"> ・密集市街地防災機能確保の為に合理的な土地利用を図る事務のうち ・防災街区整備事業施行地区内における建築許可、原状回復命令等 ・都市計画施設区域内における建築許可、立入検査、監督処分等 	H22.4.1
3	流通業務市街地の整備に関する法律	—	○		<ul style="list-style-type: none"> ・流通機能の向上と道路交通の円滑化を図る事務のうち ・流通業務地区における施設建設等の許可 ・違反施設の移転、除去等の命令 	H22.4.1
4	都市緑地法	—	○		<ul style="list-style-type: none"> ・都市の緑地保全地域及び特別緑地保全地域における緑地保全や緑化推進に関して、必要な規制を行う事務のうち ・建築等の行為の届出・禁止・制限・必要な措置命令 ・報告徴収、立入検査、原状回復命令 	H22.4.1
5	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律	—	○		<ul style="list-style-type: none"> ・地方拠点都市に産業業務施設の移転や再配置を促進する事務のうち ・拠点都市整備促進区域内における建築行為等の許可 ・現状回復命令、除去命令 	H22.4.1
6	被災市街地復興特別措置法	—	○		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害を受けた市街地の緊急な復興を図るための事務のうち ・復興推進地域における建築等の許可 ・違反があった場合の原状回復命令、除却命令 ・原状回復の措置及び違反その旨の公告 	H22.4.1
7	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	—	○		<ul style="list-style-type: none"> ・マンションの建替えが円滑に行えるよう定められた事務のうち ・5人以上の共同による建替組合の設立許可及び監督 ・個人施工者の建替事業の認可及び監督 ・建替に伴う権利変換計画の認可 	H22.4.1
8	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	—	○		<ul style="list-style-type: none"> ・中堅所得者向け賃貸住宅供給を促進するための事務のうち ・建設や管理状況の報告徴収 ・計画通りでない場合の改善命令 ・違反した場合の認定取消 	H22.4.1
9	高齢者の居住の安定確保に関する法律	—	○		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け賃貸住宅の供給を促進するための事務のうち ・住宅供給計画の認定 ・建設及び管理における報告徴収、違反した場合の改善命令、認定取消 ・終身建物賃貸借事業の認可 ・認可事業者への報告徴収、改善命令、認可取消 	H22.4.1

県から市町村に移譲する事務・権限一覧

まちづくり・土地利用規制分野(22法律)		移譲内容			移譲時期	
		移譲対象先				移譲対象事務の内容等
法律名		和歌山市	一般市	町村		
10	都市計画法	—	○	○	都市計画の内容や各制限に必要な事項を定める事務のうち ・都市計画区域又は準都市計画区域内及び区域外における開発行為の許可 ・市街化調整区域の開発区域外、都市計画施設、市街地開発事業区域内及び都市計画事業地内の建築等の許可 ・報告徴収、監督処分、立入検査	H22.4.1
11	土地区画整理法	—	○	○	土地区画整理における費用や方法等に係る事務のうち ・個人施行による事業計画の認可及び監督 ・土地区画整理組合の設立認可、事業計画の認可及び監督 ・土地区画整理会社による事業計画の認可及び監督 ・換地計画の認可(個人、組合、再開発会社による)	H22.4.1
12	公有地の拡大の推進に関する法律	—	○	○	市町村に代わって土地の先行取得に関する措置をする事務のうち ・都市計画施設区域内の土地譲渡に係る届出の受理、買取希望の申し出の受理 ・土地買収の協議に関する決定等の通知	H22.4.1
13	租税特別措置法	—	○	○	税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収についての、所得税法等各法律に係る特例措置に関する事務のうち、 ・連結法人の短期譲渡所得に係る優良宅地・住宅(1,000㎡以上)の認定	H22.4.1
14	高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	—	○	○	特定路外駐車場(料金徴収する500㎡以上の駐車場)に関し、高齢者等の移動の安全性等を確保するための事務のうち ・設置の届出の受理 ・報告徴収、立入検査 (バリアフリー法)	H22.4.1
15	宅地造成等規制法	—	○	○	宅地造成に伴う土砂災害防止のための規制に関する事務のうち ・規制区域の指定 ・工事の許可、違反した場合等の許可取消、改善等の措置命令 ・報告徴収、立入検査	H22.4.1
16	駐車場法	—	○	○	路外駐車場(料金徴収する500㎡以上)の設置に関する事務のうち ・管理規定の届出及び変更の受理 ・設置、変更及び休廃止の届出の受理 ・報告徴収、立入検査及び違反した場合の是正命令等	H22.4.1
17	屋外広告物法	—	○	○	良好な景観を形成するために広告物(看板)等を管理する事務のうち ・違反広告物の表示者等への措置命令、代執行 ・売却代金の売却費用への充当 ・措置費用の負担徴収	H22.4.1
18	住宅地区改良法	—	—	○	不良住宅が密集する地区の改良事業において、事業計画や住宅建築に係る事項を定めた事務のうち ・建築及び土地の形状変更の許可 ・違反した場合の原状回復命令や除去命令	H22.4.1
19	農地法			○	耕作者の農地取得を促進し、安定した農業生産力の増進を図る事務のうち ・所有権の異動、地上権等の設定許可 ・農地等の賃借権の解除等の許可 ・2ha以下の農地を農地以外に転用、そのための権利移動 ・必要に応じて立入調査や農業委員会等から報告を徴収、違反転用に対する処分等	H23.4.1

県から市町村に移譲する事務・権限一覧

まちづくり・土地利用規制分野(22法律)		移譲内容			移譲時期	
		移譲対象先				移譲対象事務の内容等
法律名		和歌山市	一般市	町村		
20	農業振興地域の整備に関する法律	○	○	○	農業振興地域の指定・計画策定や開発許可等に関する事務のうち ・農用地における開発行為の許可 ・違反した場合の中止及び復旧命令の監督処分	H22.4.1
21	国土利用計画法	○	○	○	計画的な国土利用を図るために、土地取引に必要な調整を行う事務のうち ・売買等に係る届出の受理、利用目的変更の勧告、勧告できる期間の延長、勧告の公表及び報告徴収 ・利用目的が変更された場合の必要な助言 ・遊休土地(取引後2年以上経過した土地)について所有者及び市町村への通知、報告聴取及び立入調査 ・遊休土地の利用又は処分に関する届出受理、助言、土地利用審査会の意見聴取等	H22.4.1
22	森林法	○	○	○	保安林の伐採に係る事務のうち ・択伐及び間伐に係る届出の受理及び要件に適合しない場合の変更命令 ・緊急な伐採の届出の受理 ・択伐規程に違反した者、伐採跡地へ植栽を行わない者に対する必要な行為の命令	H22.4.1

※ 移譲対象先欄の「-」は、中核市等で法律により、又は、県条例により「移譲済み」であることを示し、「○」は今回移譲対象であることを示す。

※ No. 1～2については、「和歌山市」が移譲対象

※ No. 2～9については、「一般市」が移譲対象

※ No. 10～17については、「一般市、町村」が移譲対象

※ No. 18～19については、「町村」が移譲対象

※ No. 20～22については、「和歌山市、一般市、町村」が移譲対象

※ 上記の事務に付随する事務については、これに掲げられていないものを含め、抽出した事務とともに権限移譲の対象として取り扱う。

県から市町村に移譲する事務・権限一覧

福祉分野(7 法律)		移譲内容			移譲時期	
		移譲対象先				移譲対象事務の内容等
法律名		和歌山市	一般市	町村		
1	老人福祉法	—	○		老人に対し、その心身の健康の保持又は生活の安定のために必要な措置及び老人居宅生活支援に係る事務等のうち ・老人居宅生活支援事業の開始等の届出、報告徴収、立入検査及び事業の停止命令等 ・老人デイサービスセンター等の設置等の届出、報告徴収、立入検査、業務改善及び停止命令等 ・養護老人ホーム、特別養護老人ホームの設置の認可、報告徴収、立入検査、事業停止命令及び認可取消等	H23.4.1
1	老人福祉法		○		老人に対し、その心身の健康の保持又は生活の安定のために必要な措置及び老人居宅生活支援に係る事務等のうち ・有料老人ホームの設置の届出受理、報告徴収、立入検査、改善命令	H23.4.1
2	社会福祉法	—	○		福祉サービス利用者の保護等のために実施する福祉サービス提供体制の確保に関する事務及び福祉サービスの適切な利用促進に係る事務のうち ・社会福祉法人の定款の認可、報告徴収及び検査、業務停止及び解散命令等 ・社会福祉施設の設置又は第1種及び第2種社会福祉事業(軽費老人ホーム、老人福祉センター、隣保事業、放課後児童健全育成事業)の開始に係る許可並びに届出、報告徴収、立入検査、停止命令及び許可取消し等	H23.4.1
3	介護保険法	—	○		加齢等に起因する疾病等により要介護状態となった者に対し、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う事務のうち ・指定介護老人福祉施設の指定、報告命令、立入検査、措置及び指定取消し等	H23.4.1
3	介護保険法		○		加齢等に起因する疾病等により要介護状態となった者に対し、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行う事務のうち ・指定居宅サービス事業者の指定、報告命令、立入検査、措置及び指定取消し等 ・指定居宅介護支援事業者の指定、報告命令、立入検査、措置及び指定取消し等 ・介護老人保健施設の許可、報告命令、立入検査、措置及び指定取消し等 ・指定介護療養型医療施設の指定、報告命令、立入検査、措置及び指定取消し等 ・指定介護予防サービス事業者の指定、報告命令、立入検査、措置及び指定取消し等 ・特定施設(適合高齢者専用賃貸住宅)の届出の受理	H23.4.1
4	児童福祉法	—	○	○	児童の福祉を保障するために行う児童自立生活援助事業等に係る事務のうち、 ・民間保育所及び児童館の設置認可、報告徴収、立入検査、事業停止命令及び認可取り消し等 ・認可外保育施設の事業開始の届出、報告徴収、立入検査、改善等の勧告及び事業停止命令等	H23.4.1
5	身体障害者福祉法	—	○	○	身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するために行う身体障害者を援助する事務及び保護に係る事務のうち ・身体障害者相談員業務(相談対応、身体障害者地域活動の推進等)の委託	H22.4.1

県から市町村に移譲する事務・権限一覧

福祉分野(7 法律)		移譲内容			移譲時期	
		移譲対象先				移譲対象事務の内容等
法律名		和歌山市	一般市	町村		
6	知的障害者福祉法	-	○	○	知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するために行う知的障害者を援助する事務のうち ・知的障害者相談員業務(知的障害者の相談対応、援護思想の普及等)の委託	H22.4.1
7	戦傷病者特別援護法	○	○	○	戦傷病者がその公務上の傷病による障害を克服し社会経済活動に参加できるようにするために行う、必要な給付や措置に係る事務のうち ・戦傷病者手帳の交付請求や返還、記載事項の変更の届出の受理、送付等 ・療養費、葬祭費、更正医療及び補装具の支給請求の受理、送付等	H22.4.1

※ 移譲対象先欄の「-」は、中核市等で法律により、又は、県条例により「移譲済み」であることを示し、「○」は今回移譲対象であることを示す。

※ No. 1～3については、「一般市」が移譲対象

※ No. 4～6については、「一般市、町村」が移譲対象

※ No. 7については、「和歌山市、一般市、町村」が移譲対象

※ 上記の事務に付随する事務については、これに掲げられていないものを含め、抽出した事務とともに権限移譲の対象として取り扱う。

県から市町村に移譲する事務・権限一覧

医療・保健・衛生分野(6法律)		移譲内容			移譲時期	
		移譲対象先				移譲対象事務の内容等
法律名		和歌山市	一般市	町村		
1	薬事法	○			医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質、有効性及び安全性確保のために行う、必要な規制に係る事務のうち ・薬局開設、薬局製造販売医薬品の製造販売業及び製造業の許可 ・薬局開設者等からの報告徴収、立入検査、廃棄等の措置命令、改善命令、使用禁止命令、業務停止命令及び許可取消し等	H23.4.1
2	毒物及び劇物取締法	○			毒物又は劇物の製造及び販売等に係る、保健衛生上の見地から必要な措置及び取締りに係る事務のうち ・毒物及び劇物(シアン化ナトリウム等)を業務上取り扱う者からの届出受理 ・届出を要する業務上取扱者からの報告徴収、立入検査、廃棄物回収命令及び毒物の収去、違反していると認める場合の措置命令等 ・届出を要しない業務上取扱者からの報告徴収、立入検査、毒物の収去等	H23.4.1
3	動物の愛護及び管理に関する法律	○			動物の虐待の防止及び動物の適正な取扱いのために行う、動物の所有者又は動物の販売を業として行う者等に対する必要な許認可及び措置等に係る事務のうち ・動物取扱業の登録簿の作成、登録の通知、登録の拒否とその通知、登録の取り消しとその通知、勧告に係る措置命令 ・特定動物の飼養保管許可に係る条件の付与(変更許可の場合も含む)	H22.4.1
4	母子保健法	—	○	○	母性並びに乳児及び幼児の健康の保持増進のために行う、母子保健の向上に必要な措置及び給付に係る事務のうち ・低体重児(体重2,500g未満)の届出の受理 ・養育上の必要に応じた未熟児の保護者の訪問指導	H23.4.1
5	水道法	—	○	○	水道の適切かつ合理的な布設及び管理のために行う、専用水道及び簡易専用水道に係る必要な措置に係る事務のうち ・専用水道の給水開始届出、敷設工事の設計確認、報告徴収、立入検査及び給水停止命令等 ・簡易専用水道(屋上のタンク等)の設置者からの報告徴収、立入検査及び給水停止命令等	H22.4.1
6	墓地、埋葬等に関する法律	—	—	○	墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等に関する事務のうち ・墓地、納骨堂、火葬場の経営許可、施設の変更許可及び廃止許可 ・立入検査及び報告の要求、施設の使用制限若しくは禁止命令等又は許可の取消し	H22.4.1

※ 移譲対象先欄の「—」は、中核市等で法律により、又は、県条例により「移譲済み」であることを示し、「○」は今回移譲対象であることを示す。

※ No. 1～3については、「和歌山市」が移譲対象

※ No. 4～5については、「一般市、町村」が移譲対象

※ No. 6については、「町村」が移譲対象

※ 上記の事務に付随する事務については、これに掲げられていないものを含め、抽出した事務とともに権限移譲の対象として取り扱う。

県から市町村に移譲する事務・権限一覧

環境分野(6 法律)		移譲内容			移譲時期	
		移譲対象先				移譲対象事務の内容等
法律名		和歌山市	一般市	町村		
1	環境基本法	○	○		政府が定める環境保全基準(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る基準)の地域類型を指定する事務のうち ・騒音に係る環境基準の地域類型の指定	H22.4.1
2	騒音規制法	—	○		工場及び事業場等において発生する騒音並びに自動車騒音に係る必要な規制を行なう事務のうち ・騒音に係る規制地域の指定と規制基準の設定 ・自動車騒音の状況の常時監視	H22.4.1
3	振動規制法	—	○		工場及び事業場等において発生する振動について必要な規制を行う事務のうち ・振動に係る規制地域の指定、規制基準の設定	H22.4.1
4	悪臭防止法	—	○		工場その他の事業場等において発生する悪臭について必要な規制を行う事務のうち ・悪臭に係る規制地域の指定、規制基準の設定	H22.4.1
5	浄化槽法	—	○	○	浄化槽の設置、保守点検、清掃及び製造について規制する事務のうち ・浄化槽設置の届出の受理、必要な勧告、通知 ・設置後の水質検査報告の受理、指導、助言、勧告及び措置命令 ・定期検査実施後の報告の受理、廃止届の受理 ・保守点検、清掃及び水質の定期検査の助言、指導、勧告及び措置(改善及び使用停止)命令 ・浄化槽管理者、浄化槽製造業者、浄化槽工事業者、浄化槽清掃業者等からの報告徴収及び立入検査	H22.4.1
6	化製場等に関する法律	—	○	○	化製場及び死亡獣畜取扱場の経営に関する許認可に関する事務及び公衆衛生上の見地から必要な措置等に係る事務のうち ・死亡獣畜の解体、焼却及び埋却等の許可 ・化製場、死亡獣畜取扱場の設置許可、報告徴収、立入検査、構造設備の改善命令、許可の取消し、施設の使用制限又は禁止 ・動物の飼養(犬10頭、アヒル50羽以上等)又は収容の許可	H22.4.1

※ 移譲対象先欄の「—」は、中核市等で法律により、又は、県条例により「移譲済み」であることを示し、「○」は今回移譲対象であることを示す。

※ No. 1については、「和歌山市、一般市」が移譲対象

※ No. 2~4については、「一般市」が移譲対象

※ No. 5~6については、「一般市、町村」が移譲対象

※ 上記の事務に付随する事務については、これに掲げられていないものを含め、抽出した事務とともに権限移譲の対象として取り扱う。

県から市町村に移譲する事務・権限一覧

生活・安全・産業振興分野(15法律)		移譲内容			移譲時期	
		移譲対象先				移譲対象事務の内容等
法律名		和歌山市	一般市	町村		
1	消費生活用製品安全法	○	○		消費生活用製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害を防止するために規制を行う事務のうち ・消費生活用製品の販売業者からの報告徴収、立入検査及び製品の提出命令	H22.4.1
2	電気用品安全法	○	○		電気用品による危険及び障害の発生を防止するために規制を行う事務のうち ・電気用品の製造、輸入、販売事業者からの報告徴収、立入検査 ・電気用品の提出命令	H22.4.1
3	商工会議所法	○	○		商工会議所の組織及び運営に関する事務のうち ・特定商工業者の該当基準の引き上げ及び負担金賦課の許可 ・定款変更の認可、決算・事業報告の受理 ・報告徴収、立入検査及び法令違反に対する警告・処分(業務の一部停止)	H22.4.1
4	家庭用品品質表示法	○	○		一般消費者の利益を保護するための家庭用品の品質表示の適正化に係る事務のうち ・販売業者に対する適正な表示指示、販売業者の調査、報告の徴収及び店舗等への立入検査 ・指示に従わない場合の販売業者の公表	H22.4.1
4	家庭用品品質表示法	○	○	○	一般消費者の利益を保護するための家庭用品の品質表示の適正化に係る事務のうち ・消費者の利益が害されている旨の申し出の受理	H22.4.1
5	高圧ガス保安法		○	○	高圧ガスによる災害を防止するために規制を行う事務のうち ・第1種製造者に係る製造及び貯蔵所の設置の許可、許可の取消し及び停止命令 ・許可施設に係る完成検査の実施及び完成検査届の受理 ・第1種製造者に係る保安検査の実施及び保安検査届の受理 ・高圧ガス販売事業者、第二種製造者に係る製造及び貯蔵所の設置の届出の受付、製造の停止命令 ・特定高圧ガス消費の届出、危害予防規程の制定等の届出、保安統括者等の選任等の届出の受理 ・公共安全のための緊急措置、製造業者等からの報告の徴収及び立入検査等	H22.4.1
6	火薬類取締法		○	○	火薬類による災害を防止するために規制を行う事務のうち ・火薬類の製造や販売営業の許可、許可の取消、火薬庫の設置許可 ・火薬庫の設置許可に係る完成検査の実施及び完成検査届の受理 ・火薬類の譲渡・譲受・消費の許可、消費の許可取消、保安教育計画の認可、取扱責任者の選任・解任届出の受理 ・保安教育計画の認可、保安検査受検の届出の受理 ・製造業者及び販売業者から報告徴収、立入検査及び災害防止の緊急措置	H22.4.1
7	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	○	○	○	一般消費者等に対する液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造及び販売を規制する事務のうち ・液化石油ガス(LPガス)販売事業の登録、業務主任者の選任、保安機関の認定 ・貯蔵施設の設置許可、充填設備の許可、施設等への立入検査 ・許可に係る完成検査の実施及び完成検査届の受理 ・充填設備に係る保安検査の実施及び保安検査届の受理	H22.4.1
8	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律	○	○	○	一般消費者の商品選択に資するための飲食料品に係る品質表示の適正化に関する事務のうち ・製造業者に対する表示事項の適正な表示の指示 ・製造販売業者からの報告徴収、工場・店舗への立入検査 ・不適正表示に係る申出の受理 (JAS法)	H22.4.1

県から市町村に移譲する事務・権限一覧

生活・安全・産業振興分野(15法律)		移譲内容			移譲時期	
		移譲対象先				移譲対象事務の内容等
法律名		和歌山市	一般市	町村		
9	工場立地法	○	○	○	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるように管理するために実施する調査に関する事務のうち ・緑地面積率の地域準則の制定、特定工場新設の届出の受理 ・設置に関する勧告及び勧告に係る事項の変更命令	H22.4.1
10	工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律	○	○	○	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるように管理するために実施する調査に関する事務のうち ・工場立地法施行以前に立地していた特定工場が行う変更届出の受理	H22.4.1
11	中小小売商業振興法	○	○	○	中小小売商業者の経営の近代化を促進し、中小小売商業の振興を図るために実施する商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等の整備等に関する事務のうち ・商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画、商店街整備等支援計画の認定 ・認定を受けた者に対する報告徴収	H22.4.1
12	砂利採取法	○	○	○	砂利採取業を行う者の登録、採取計画の認可その他規制を行う事務のうち(河川管理者に係るものを除く。) ・砂利採取計画の認可、計画の変更命令、認可取消し又は採取停止の命令 ・採取業者からの報告徴収、立入検査	H22.4.1
13	採石法	○	○	○	岩石採取の事業を行う者の登録、採取計画の認可その他規制を行う事務のうち ・岩石採取計画の認可、計画の変更命令、認可取消し又は採取停止の命令 ・採取業者からの報告徴収、立入検査及び災害防止措置の命令	H22.4.1
14	計量法	—	○	○	計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保するために行う計量事務のうち ・特定商品販売事業者への立入検査、是正措置の勧告・報告の徴収等	H22.4.1
15	商工会法		○ (注1)	○	商工会の組織及び運営に関する事務のうち ・設立認可、定款変更の認可、事業報告書・収支決算書の受理 ・報告徴収、立入検査及び法令違反に対する警告・処分(業務の一部停止又は設立認可の取消し) ・解散の届出の受理、合併の認可 ・解散に係る財産処分方法の認可、清算終了届出の受理 (注1 現在、商工会が存在する市に限る)	H22.4.1

※ 移譲対象先欄の「—」は、中核市等で法律により、又は、県条例により「移譲済み」であることを示し、「○」は今回移譲対象であることを示す。

※ No. 1～4については、「和歌山市、一般市」が移譲対象

※ No. 4及び7～13については、「和歌山市、一般市、町村」が移譲対象

※ No. 5～6及び14～15については、「一般市、町村」が移譲対象、ただし、No. 15の一般市は現在、商工会が存在する市に限る

※ 上記の事務に付随する事務については、これに掲げられていないものを含め、抽出した事務とともに権限移譲の対象として取り扱う。

平成20年度 和歌山県・市町村連携会議

参 考 資 料

和歌山県・市町村連携会議規約

各小委員会等構成員名簿

会議開催経過

平成21年3月

和歌山県・市町村連携会議規約

(目的)

第1条 国と地方の関係は、分権一括法、三位一体改革により、自己責任・自己決定に基づく行財政関係の構築が図られつつあり、県と市町村間においても、自律的な関係を構築しつつ、コスト縮減等の共通課題に両者が連携して対処し、より効率的な行財政体制の構築を図ることを目的として、「和歌山県・市町村連携会議」（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議は、前条の目的を達成するため、県と市町村が協力し、行財政面で連携を図り、行財政の効率化・健全化に資するテーマについて、具体的な検討を行うこととする。

(組織)

第3条 連携会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 和歌山県内市町村の副市町村長
- (2) 和歌山地方税回収機構事務局長
- (3) 和歌山県市長会事務局長及び和歌山県町村会事務局長
- (4) 和歌山県総務部長、関係部長、各振興局長

(会議)

第4条 連携会議は、構成員の発意により招集し、開催する。

2 連携会議は、そのテーマごとに次の各号に掲げる小委員会を設置し、具体的な検討を行うこととする。

- (1) 権限移譲
- (2) 税込確保
- (3) コスト縮減等

(庶務)

第5条 連携会議の庶務は、和歌山県総務部総務管理局市町村課において処理する。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は各構成員が協議のうえ別に定める。

附 則

この規約は、平成17年2月1日から施行する。

この規約は、平成20年1月29日から施行する。

各小委員会等構成員名簿

【権限移譲小委員会】

平成20年9月1日現在

区分	所 属 ・ 部 ・ 課	職 名	氏 名
市 町 村	和歌山市	企画課	課長 小谷 尚己
	海南市	総務部	次長 田中 伸茂
	橋本市	企画経営室	室長 野上 義己
	有田市	総務課	課長 成川 吉弘
	御坊市	総務課	参事 槇島 敏一
	田辺市	総務課	課長 小川 鏡
	新宮市	総務課	課長 丸山 修市
	紀の川市	総務課	課長 狭間 秋友
	岩出市	総務課	次長 佐伯 繁樹
	紀美野町	総務課	課長 岡 省三
	九度山町	総務課	課長 下西 俊幸
	広川町	総務政策課	課長 西岡 利記
	印南町	総務課	課長 寺前 強巳
	上富田町	総務政策課	課長 小倉 久義
	那智勝浦町	総務課	参事 加藤 則幸

【コスト縮減等小委員会】

平成20年6月1日現在

区分	所 属 ・ 部 ・ 課	職 名	氏 名
市 町 村	和歌山市	行政経営課	課長 田又 俊男
	海南市	企画課	専門員 楠戸 啓之
	橋本市	財政課	課長 北山 茂樹
	有田市	財政課	課長 吉田 公則
	御坊市	財政課	課長 龍神 康宏
	田辺市	企画広報課	課長 松川 靖弘
	新宮市	財政課	課長 上路 拓司
	紀の川市	財政課	課長 岩坪 純司
	岩出市	総務課	副課長 赤井 俊秀
	紀美野町	企画管財課	課長 牛居 秀行
	高野町	総務課	課長 前西 一雄
	有田川町	企画財政課	課長 山崎 正行
	みなべ町	総務課	課長 富山 勝
	白浜町	総務課	課長 中村 一人
	古座川町	総務課	課長 坂本 宗久

【税込確保小委員会】

○県税及び市町村税の徴収強化会議

平成20年5月1日現在

22名

区分	所 属・部・課・係	職 名	氏 名	備 考
市 町 村	和歌山市	財政部 納税課	班長	南 敏博
	和歌山市	財政部 納税課	班長	森本 延幸
	海南市	収納対策室	室長	岡 哲仁
	岩出市	税務課	副課長	小倉 一彦
	かつらぎ町	税務課	調査員兼課長補佐	大家 将利
	広川町	住民生活課	主査	池永 真也
	日高町	税務課	参事	楠山 護
	田辺市	税務課納税推進室	徴収係長	新谷 恭伸
	那智勝浦町	税務課 収納係	主査	村井 弘和
一 組	和歌山地方税回収機構	徴収課	課長	三浦 源吾
	和歌山地方税回収機構	徴収課	主査	山田 典義
県	和歌山県税事務所	納税課	主任	橋本 剛
	紀北県税事務所	納税課	課長	津村 芳秀
	紀中県税事務所	納税課	主任	竹内 秀樹
	紀南県税事務所	納税課	主任	平代 薫
	総務部 総務管理局	税務課 企画納税班	班長	平松 伸之
	総務部 総務管理局	税務課 企画納税班	主査	在塚 玄直
	総務部 総務管理局	市町村課 税政班	班長	大平 志生
	総務部 総務管理局	市町村課 税政班		鳥羽、河村、岩垣、中原

○家屋評価均衡化検討委員会

平成20年5月1日現在

18名

区分	所 属・部・課・係	職 名	氏 名	備 考
市 町 村	和歌山市	財政部 資産税課	事務主査	田中 康寛
	海南市	税務課	係長	中野 裕文
	紀の川市	資産税課	主幹	谷口 永司
	九度山町	税務課	課長補佐	倉谷 泰弘
	有田川町	税務課	主査	東 洋平
	御坊市	税務課 資産税係	主任	辻浦 義幸
	白浜町	税務課	課長	辻 政信
	新宮市	税務課 資産税係	係長待遇	渡爪 薫
県	和歌山県税事務所	不動産取得税課	主査	西本 憲生
	紀北県税事務所	課税課	主任	津田 郁久
	紀中県税事務所	課税課	主査	柑本 佳紀
	紀南県税事務所	課税課	副主査	福原 光秀
	総務部 総務管理局	税務課 課税指導班	班長	中根 茂樹
	総務部 総務管理局	税務課 課税指導班	副主査	中岡 匡英
	総務部 総務管理局	市町村課 税政班	班長	大平 志生
	総務部 総務管理局	市町村課 税政班		河村、岩垣、中原

会議開催経過

【権限移譲小委員会】

	日時	場所
第1回小委員会	平成20年5月8日	和歌山県自治会館
第2回小委員会(紀北)	平成20年8月29日	和歌山県庁
第2回小委員会(紀南)	平成20年9月1日	紀南文化会館

○「市町村の分権に関する計画」検討会

	日時	場所
第1回検討会	平成20年10月29日	和歌山県書道資料館
第2回検討会(紀南)	平成20年12月24日	西牟婁振興局
第2回検討会(紀北)	平成20年12月24日	和歌山県自治会館
第3回検討会(紀南)	平成21年2月27日	西牟婁振興局
第3回検討会(紀北)	平成21年2月27日	和歌山県民文化会館

○第一次取りまとめ案に関する担当課説明会

	日時	場所
第1回説明会	平成20年11月7日	和歌山県庁
	平成20年11月10日	和歌山県庁
	平成20年11月11日	和歌山県庁
	平成20年11月12日	和歌山県庁
	平成20年11月13日	和歌山県庁

【税収確保小委員会】

○県税及び市町村税の徴収強化会議

	日 時	場 所
第1回研究会	平成20年5月28日	和歌山県民文化会館
第2回研究会	平成21年2月16日	和歌山県民文化会館

○家屋評価均衡化検討委員会

	日 時	場 所
第1回委員会	平成20年6月27日	和歌山県民文化会館
第2回委員会	平成21年2月25日	和歌山県民文化会館

【コスト縮減等小委員会】

	日 時	場 所
第1回小委員会	平成20年9月17日	※文書送付対応
第2回小委員会	平成21年3月19日	※文書送付対応

○庶務的事務の統合・共同化に係る地域研究会

	日 時	場 所
東牟婁地域研究会	平成20年7月8日	東牟婁振興局
和歌山・海草地域研究会	平成20年7月9日	和歌山県庁南別館
日高地域研究会	平成20年7月10日	日高振興局
有田地域研究会	平成20年7月10日	有田振興局
那賀地域研究会	平成20年7月11日	那賀振興局
伊都地域研究会	平成20年7月11日	伊都振興局
西牟婁地域研究会	平成20年7月14日	西牟婁振興局

○和歌山県市町村公会計改革研究会

	日 時	場 所
第1回研究会	平成20年6月2日	和歌山県民文化会館
第2回研究会	平成20年8月12日	和歌山県立情報交流センタービッグU
第3回研究会	平成20年9月24日	和歌山県立情報交流センタービッグU
第4回研究会	平成20年10月7日	和歌山県立情報交流センタービッグU
第5回研究会	平成20年10月27日	和歌山県書道資料館
第6回研究会	平成20年11月14日	和歌山県民文化会館
第7回研究会	平成21年3月18日	和歌山県民文化会館
第8回研究会	平成21年3月25日(予定)	和歌山県民文化会館
第9回研究会	平成21年4月14日(予定)	和歌山県民文化会館